

## 大阪府在日外国人施策に関する指針

---

令和 5(2023)年 3 月改正



## はじめに

現在、大阪府内には、170の国や地域の約26万人の外国人の方が暮らしています。さらに今後、少子高齢化やグローバル化の進展を背景に外国人労働者が増加し、特に大阪では、「2025年日本国際博覧会(略称「大阪・関西万博」)」を契機に、来阪する外国人の方が一層増えることが予想されます。

「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする大阪・関西万博では、国際連合(以下「国連」といいます。)が掲げる「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念に基づき、「誰一人取り残さない」グローバル社会の実現が期待されています。

大阪府では、平成14(2002)年12月に、「大阪府在日外国人施策に関する指針」(以下「指針」といいます。)を策定し、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現をめざし、在日外国人施策を総合的に進めてきました。

指針策定から20年余りが経過した現在、外国人数の増加や国籍の多様化など、府内で暮らす外国人の状況は大きく変化しています。

国においては、平成24(2012)年7月に住民基本台帳法が改正され、外国人にも住民票が作成されることとなり、外国人登録法は廃止されました。また、出入国管理及び難民認定法の改正により、平成31(2019)年4月から新たに「特定技能」の在留資格が創設され、特定の産業分野において外国人の受入れが可能となるなど、外国人に係る制度変更も行われてきました。また、この間、多文化共生の推進に向けての取組みが進められています。

近年では、令和元(2019)年末頃から発生した新型コロナウイルス感染症の拡大により、大阪で暮らす外国人の方にとっても、生活や健康・医療、労働等において、様々な影響がありました。

このような外国人を取り巻く状況の大きな変化を踏まえるとともに、大阪・関西万博及びその後の未来社会を見据え、今般、指針の改正を行うこととしたものです。

今後、この新しい指針に基づき、現在の在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、全庁をあげて在日外国人施策の推進に取り組んでいきます。

# 大阪府在日外国人施策に関する指針 目次

第1 指針改正の背景 .....	1
1 在日外国人の人権をめぐる国内外の動向 .....	1
2 大阪で暮らす在日外国人の状況 .....	7
第2 在日外国人施策推進の目標 .....	10
1 目標.....	10
2 視点.....	10
3 指針の位置づけ.....	10
第3 在日外国人施策の基本的方向 .....	11
1 人権尊重意識の高揚と啓発の充実 .....	11
2 生活情報の提供と相談機能の充実 .....	14
3 安心のための医療・保健・福祉サービス体制の充実 .....	16
4 安全を守る災害支援体制の充実 .....	18
5 安心して生活できる住宅・就労支援の充実 .....	19
6 国際理解教育・在日外国人教育の充実 .....	21
7 地域・府政への参画促進.....	24
第4 推進体制 .....	25
1 庁内推進体制の充実 .....	25
2 市町村・NPO・事業者等との連携.....	25
3 国への働きかけ.....	25
資料編 .....	26

### 第1 指針改正の背景

#### 1 在日外国人の人権をめぐる国内外の動向

国連においては、人権の保障が世界平和の基礎であるという考えから、「世界人権宣言」が採択されました。「世界人権宣言」には、全世界に通用する基本的人権尊重の原則が定められており、「世界人権宣言」をもとに多くの人権条約が制定されています。

また、「世界人権宣言」で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)」の2つの「国際人権規約」が採択され、日本も締結しています。国際人権規約では、同規約で認められた権利は外国人にも等しく保障されなければならないという原則を柱としています。

その他「難民の地位に関する条約」や「人種差別撤廃条約」、さらに近年では、「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」が採択されました。SDGsは、世界人権宣言の精神を引き継ぎ、その前文で「誰一人取り残さない」との人権の理念を掲げています。

国内においても人権諸条約の締結を契機に、すべての人の人権尊重に向けた様々な取組みが進められています。国連におけるSDGsの採択を受け、国内においても「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が策定され、SDGs達成に向けた地方自治体の役割や地方自治体に取り組むことの重要性が示されました。

こうしたことから、地方自治体において、お互いに、国籍、民族等の違いを認めあい、誰一人取り残すことなく、ともに暮らすことのできる共生社会を実現するための積極的な取組みが期待されています。

#### (1) 国における動き

指針策定後の、日本の外国人の受入れや共生に係る制度や政策の変遷については、次のとおりとなっています。

- 地域における多文化共生推進プラン

平成18(2006)年3月に、日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、総務省は、「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。その後、外国人住民の増加・多国籍化や社会経済情勢の変化を踏まえ、令和2(2020)年9月に改訂しました。このプランの中で、各地方自治体は、多文化共生施策を推進するよう定められています。

- 留学生30万人計画

平成20(2008)年に、少子高齢化、人口減少の進む中で優秀な人材を呼び込み、日本の国際的な人材強化につなげることをめざし、留学生の数を令和2(2020)年までに30万人に増やすことを目標とする「留学生30万人計画」が発表されました。

令和元(2019)年に留学生の数が30万人を超えたものの、新型コロナウイルス感染症の拡大

により、その後減少したことを受け、現在、コロナ禍前の水準に回復するための取組みが検討されています。

- 出入国管理及び難民認定法の改正

平成21(2009)年7月の「出入国管理及び難民認定法」改正により、在留資格「技能実習」が創設され、その後、技能実習生の数は著しく増加しました。

これを受けて、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、平成28(2016)年には「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が成立し、平成29(2017)年に施行されました。

また、平成30(2018)年12月の「出入国管理及び難民認定法」改正により、外国人労働者の受け入れを拡大するために新たな外国人材の受け入れのための在留資格「特定技能」が創設され、平成31(2019)年4月より施行されました。

なお、令和4(2022)年1月には、実習実施者により技能実習生に対し人権侵害行為が行われたことから、出入国在留管理庁、厚生労働省及び外国人技能実習機構から実習実施者・監理団体に対し、「技能実習生に対する人権侵害行為について(注意喚起)」等の文書が発出されています。

- 日系定住外国人施策に関する基本指針

平成22(2010)年8月に「日系定住外国人施策に関する基本指針」が策定され、日本語能力が不十分な者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにする基本的な考え方が示されました。

- 住民基本台帳法の改正

平成24(2012)年7月から、改正住民基本台帳法が施行され、外国人住民も住民基本台帳制度の対象になりました。この改正に伴い、外国人登録法は廃止されました。

- まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成26(2014)年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、国において「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

その後、令和元(2019)年12月に、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。横断的な目標として、新たに「多様な人材の活躍を推進する」が追加され、その中で、「若者、高齢者、女性、障害者、外国人など、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を目指す」と記され、「地域における多文化共生の推進」が盛り込まれました。

また、令和4(2022)年12月に新たに策定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」においても、「地域における多文化共生の推進」が掲げられ、多様な主体が参加する地方活性化や外国人材の円滑かつ適正な受け入れの促進等を進めていくことが記されています。

## 第1 指針改正の背景

### ● 持続可能な開発のための2030アジェンダ、SDGs実施指針

平成27(2015)年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、令和12(2030)年までの国際目標として、「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。

国内では、平成28(2016)年5月に内閣に持続可能な開発目標(SDGs)推進本部が立ち上げられ、同年12月にSDGs実施指針の決定、さらに令和元(2019)年12月に改定が行われました。

### ● 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めたことから、平成28(2016)年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が制定・施行され、ヘイトスピーチの解消に対する国、地方公共団体の責務が定められました。

### ● 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

平成30(2018)年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、「人手不足は深刻化しており」、「一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある」として新たな外国人材の受入れの方針が示されました。

また、平成30(2018)年7月に、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」が組織され、同年12月、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が決定されました。

令和4(2022)年6月の改訂にあわせ、わが国のめざすべき共生社会のビジョン、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が決定されました。

### ● 移住グローバル・コンパクト

平成30(2018)年12月、国連総会において、「移住グローバル・コンパクト」が採択され日本も賛成しました。

「移住グローバル・コンパクト」に法的拘束力はありませんが、移民・移住者の人権保護を目的とした国内における施策や国際協力のあり方の枠組みとなるものです。

### ● 日本語教育の推進に関する法律

令和元(2019)年6月に、「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、地方自治体の責務が明記されました。また、令和2(2020)年6月に、同法に基づき「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定されました。さらに、令和4(2022)年11月に、「地域における日本語教育の在り方について(報告)」がとりまとめられました。

- 「ビジネスと人権」に関する行動計画

平成23(2011)年に国連全会一致で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、国内においても、令和2(2020)年10月に「「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)」、令和4(2022)年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定されました。

- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)

令和元(2019)年5月に成立した労働施策総合推進法により、令和4(2022)年4月からすべての事業所において、職場におけるパワーハラスメント対策が義務化されました。外国人であることを理由として行われた特定の言動についても、法が措置義務対象とするパワーハラスメントとしてみなされます。

## (2) 府における動き

---

- 大阪府人権尊重の社会づくり条例

大阪府では、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を平成10(1998)年10月に制定し、令和元(2019)年10月の改正で、府民と事業者の人権尊重の社会づくりに理解と協力を求める規定を設けました。

この条例は、人種や民族等にかかわらず、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざしており、大阪府における人権施策のもっとも基礎となるものとしての位置づけを有しています。

- 大阪府人権施策推進基本方針

この条例の具体化のために、平成13(2001)年3月に、「大阪府人権施策推進基本方針」(以下「基本方針」といいます。)を策定しました。その後、令和3(2021)年12月に行った改正では、府政推進の基本理念は維持しつつ、人権を取り巻く社会状況の変化に対応するため、新たに顕在化した人権課題に対する認識と求められる方策などを追記しました。

- 大阪府人権教育推進計画の改定

基本方針が示す「人権意識の高揚を図るための施策」を総合的に推進するための計画として、平成17(2005)年3月に「大阪府人権教育推進計画」を策定しました。その後、平成27(2015)年3月及び令和4(2022)年9月に改定を行いました。この計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨に沿った、大阪府の人権教育及び人権啓発に関する施策の基本計画の性格も併せ持っています。

この計画の中でも、外国人が増加し、文化や価値観の多様化が進む中、すべての人の人権が尊重されるとともに、言葉や文化、習慣の違いを認め合う社会を実現していくことが重要との認識が示されています。

## 第1 指針改正の背景

- 人権教育基本方針、人権教育推進プラン

教育の分野においては、人権教育を総合的に推進するため、「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」を平成11年(1999)年3月に策定し、平成30(2018)年3月に改訂しました。

- 大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例

大阪・関西万博をはじめとした国際イベント等により来阪する外国人が一層増加することが見込まれることや、特にインターネットを利用した悪質なヘイトスピーチが疑われる事象が発生している状況に鑑み、ヘイトスピーチをなくし、すべての人がお互いに人種や民族の違いを尊重しあって共生する社会を築くことをめざし、令和元(2019)年11月に、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」を施行しました。

- 大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定の動きに対応し、大阪府においても、平成28(2016)年3月に「大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その後、令和2(2020)年3月に第2期「大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

この中で、「全ての人の人権が尊重される社会の実現」と「外国人材の受入れ促進と外国人が安心して暮らせる共生社会の実現」に向けて、効果的な施策を推進することとされました。

このうち、「外国人材の受入れ促進と外国人が安心して暮らせる共生社会の実現」については、令和2(2020)年3月に中小企業における深刻な人手不足の対応を図るため、外国人材の受入れ・環境整備検討プロジェクトチームにおいて「外国人材の受入れ・共生社会づくりに向けた取り組みの方向性」を策定しました。これに基づき、令和4(2022)年9月に、官民の関係団体が連携し外国人材の受入促進と共生推進を図るため、情報共有・相互連携等を行う組織として、「OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会」を大阪出入国在留管理局とともに設置しました。

- 大阪都市魅力創造戦略2025

大阪府及び大阪市共通の戦略として、令和3(2021)年3月に「大阪都市魅力創造戦略2025」を策定しました。この戦略は、国際都市大阪に相応しい新たな賑わいを創出し、活力を高めていくための方向性を示すものであり、めざすべき都市像に、「グローバル人材が活躍する都市」、「出会いが新しい価値を生む多様性都市」を設定しています。



### (3) その他の動き

---

- 大阪・関西万博

令和7(2025)年、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに大阪・関西万博が開催されることとなりました。

このテーマは、人間一人一人が、自らの望む生き方を考え、それぞれの可能性を最大限に発揮できるようにするとともに、こうした生き方を支える持続可能な社会を、国際社会が共創していくことを推し進めるものです。

- 公益財団法人大阪府国際交流財団(OFIX)の中期経営計画

多言語による外国人相談や災害時情報提供などの事業を行う、府の出資法人である公益財団法人大阪府国際交流財団(OFIX)では、「多文化共生社会の拠点機関」をめざし、令和4(2022)年度に「中期経営計画(令和5年度～令和9年度)」を策定することとしました。

## 2 大阪で暮らす在日外国人の状況

### (1) 在日外国人数の推移

大阪は、難波津の昔から世界に開かれたわが国の玄関口として、多くの人やモノを受け入れ、また、様々な知識や技術を取り入れながら産業・文化の先進地域として、人々をひきつけてきました。特に、アジア地域との深いつながりを持ち、府域には、多数の外国人が生活しています。

大阪で暮らす在日外国人の人口は、在留外国人統計<sup>1</sup>によると、令和4(2022)年6月末で262,681人であり、指針策定時の平成14(2002)年12月末の210,897人と比べ、51,784人(24.6%)増加しています。また、大阪府の人口<sup>2</sup>約880万人のうち、約35人に1人は外国の方方で、その割合は年々増えています。

指針策定以降の推移を見てみると、平成23(2011)年まで増減を繰り返していましたが、平成24(2012)年から令和元(2019)年まで増加となりました。しかし、令和2(2020)年及び令和3(2021)年は、新型コロナウイルス感染症の影響によって、大阪の在日外国人数は減少となりました。

出入国管理及び難民認定法において、「外国人」とは「日本の国籍を有しない者」と定義していますが、この中には、日本で生まれ育った方々もいます。また、国籍は日本であっても、親が外国籍である方や海外から帰国した方など、外国籍の方と同様の課題を抱えている方々もいます。本指針では、このような方々も対象としています。

大阪で暮らす在日外国人数の推移



- ・「登録外国人統計」(法務省入国管理局(当時))、「在留外国人統計」(法務省出入国在留管理庁)を加工して作成
- ・調査年月について、表記のないものは各年末現在

### (2) 国籍・地域別の状況

大阪で暮らす在日外国人を国籍・地域別に見ると、令和4(2022)年6月末においては170の国籍・地域となっており、指針策定時の140の国籍・地域と比べると、国籍・地域の数が増えています。

また、国籍・地域別に見ると、令和4(2022)年6月末では、韓国<sup>3</sup>(90,141人、34.3%)が最も

<sup>1</sup> 法務省入国管理局登録外国人統計は、外国人登録法に基づき外国人登録をしている外国人の方を集計対象とした統計です。平成24(2012)年7月に改正出入国管理及び難民認定法等が施行され、新しい在留管理制度が導入されたことに伴い、外国人登録法が廃止されたことから、平成24(2012)年末以降は、新しい在留管理制度の対象となる「中長期在留者」及び「特別永住者」を対象として、本邦に在留する外国人の方を主な集計対象とする在留外国人統計となりました。

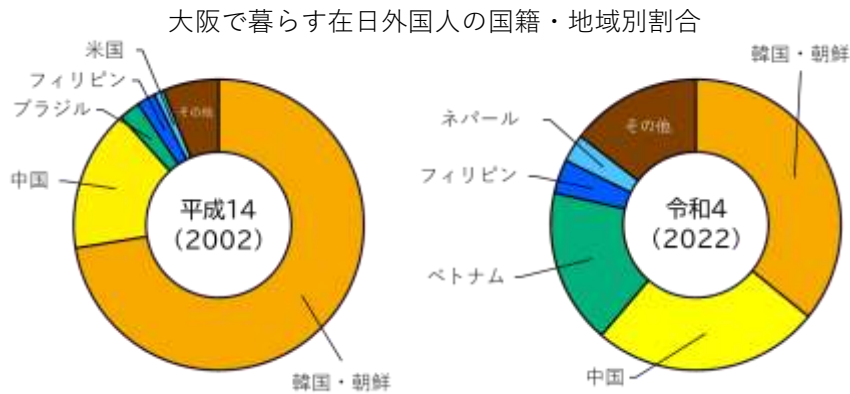
<sup>2</sup> 「大阪府市区町村別世帯数および人口」(大阪府統計課)によります。

<sup>3</sup> 平成27(2015)年12月末の在留外国人統計から、「韓国・朝鮮」に係る表記が「韓国」「朝鮮」と区別し表記されることとなりました。なお、令和4(2022)年6月末の「朝鮮」の方は、4,070人となっています。

多く、次いで中国<sup>4</sup>(66,715人、25.4%)、ベトナム(45,344人、17.3%)、フィリピン(9,944人、3.8%)となっています。

指針策定時は、韓国・朝鮮<sup>5</sup>(152,768人、72.4%)が最も多く、次いで中国(33,375人、15.8%)、ブラジル(4,946人、2.3%)、フィリピン(4,367人、2.1%)となっていました。

国籍・地域数は増えていますが、韓国・朝鮮、中国、ベトナム、フィリピン、ネパール、台湾、インドネシアで9割を占めています。



区分	国籍・地域	韓国・朝鮮	中国	ベトナム	フィリピン	ネパール	台湾	インドネシア	米国	ブラジル	その他	総数
		人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	
平成14 (2002)	人数	152,768	33,375	1,548	4,367	183	-	867	2,260	4,946	10,583	210,897
	%	72.4	15.8	0.7	2.1	0.1	-	0.4	1.1	2.3	5.0	-
令和4 (2022)	人数	94,211	66,715	45,344	9,944	8,117	5,771	5,262	3,110	2,732	18,210	262,681
	%	35.9	25.4	17.3	3.8	3.1	2.2	2.0	1.2	1.0	6.9	-

(1)平成14(2002)年の「中国」の人数には「台湾」の人数が含まれています。

(2)令和4(2022)年の「韓国・朝鮮」の人数は「韓国」(90,141人,34.3%)と「朝鮮」(4,070人,1.5%)の合計人数です。

- ・ 図表は「登録外国人統計」(法務省入国管理局(当時))、「在留外国人統計」(法務省出入国在留管理庁)を加工して作成
- ・ 調査年月は、平成14(2002)年12月末現在及び令和4(2022)年6月末現在。

大阪府で暮らしている外国人の約4割は、韓国籍・朝鮮籍の人です。その多くは、日本が朝鮮半島を領土としていた歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫であり、戦後、様々な事情から日本にとどまることとなった方々です。全国の韓国籍・朝鮮籍の人々のうち大阪で暮らす人々の割合は約2割であり、大阪が最も多い都市となっています。

日本で暮らす韓国籍・朝鮮籍の人々の数  
(令和4(2022)年6月末現在)

	韓国	朝鮮	合計
大阪府	90,141	4,070	94,211
東京都	87,274	4,732	92,006
兵庫県	36,244	2,451	38,695
⋮	⋮	⋮	⋮
総計	412,340	25,871	438,211

<sup>4</sup> 平成23(2011)年末までの外国人登録者数に係る統計では、「台湾」は「中国」に含まれていましたが、平成24(2012)年末から「台湾」は「中国」とは別に集計されることとなりました。なお、令和4(2022)年6月末の「台湾」の方は、5,771人となっています。

<sup>5</sup> 在留外国人統計における「朝鮮」は国籍を示すものとして用いているものではありません。在留外国人統計における「国籍・地域」は、在留カード等の「国籍・地域」欄の表記を基に作成しており、朝鮮半島出身者及びその子孫等で、韓国籍を始めいずれかの国籍があることが確認されていない者は、在留カード等の「国籍・地域」欄に「朝鮮」の表記がなされています。

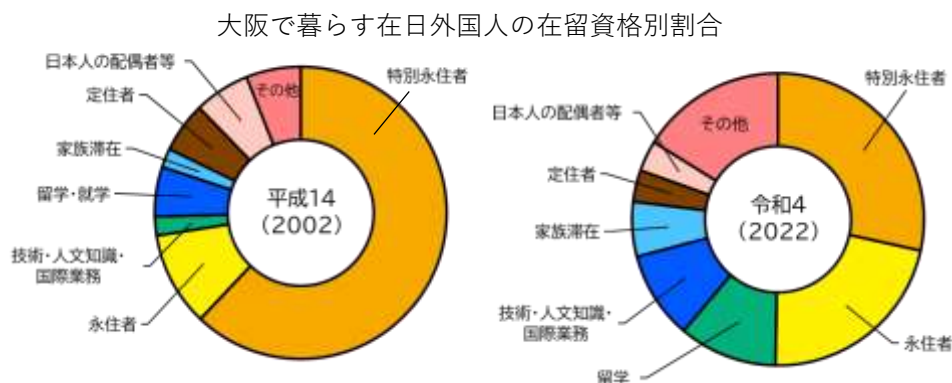
## 第1 指針改正の背景

### (3) 在留資格別の状況

大阪で暮らす外国人を在留資格別に見ると、令和4(2022)年6月末では、特別永住者<sup>6</sup>(74,706人、28.4%)が最も多く、次いで、永住者<sup>7</sup>(57,379人、21.8%)、留学(28,666人、10.9%)、技術・人文知識・国際業務(25,466人、9.7%)となっています。

指針策定時においては、特別永住者(130,888人、62.1%)が最も多く、次いで、永住者(21,985人、10.4%)、日本人の配偶者等(13,025人、6.2%)、定住者(11,794人、5.6%)となっていました。

大阪で暮らす特別永住者の割合については、平成14(2002)年12月末において62.1%であったのが、令和4(2022)年6月末には半分以下の28.4%となっています。



区分	国籍・地域	特別永住者	永住者	留学	就学	技術	人文知識・国際業務	家族滞在	定住者	日本人の配偶者等	その他	総数
		人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数
平成14 (2002)	人数	130,888	21,985	9,015	2,559	790	3,677	4,404	11,794	13,025	12,760	210,897
	%	62.1	10.4	4.3	1.2	0.4	1.7	2.1	5.6	6.2	6.1	-
令和4 (2022)	人数	74,706	57,379	28,666		25,466		15,917	9,173	8,972	35,921	262,681
	%	28.4	21.8	10.9		9.7		6.1	3.5	3.4	13.7	-

(1)平成22年7月1日より在留資格「留学」「就学」は「留学」へ一本化されました。

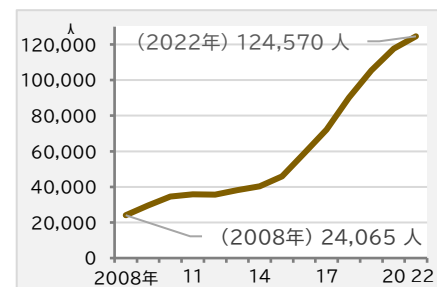
(2)平成27年4月1日より在留資格「技術」「人文知識・国際業務」は「技術・人文知識・国際業務」へ一本化されました。

・図表は「登録外国人統計」(法務省入国管理局(当時))、「在留外国人統計」(法務省出入国在留管理庁)を加工して作成

・調査年月は、平成14(2002)年12月末現在及び令和4(2022)年6月末現在。

### (4) 外国人労働者の状況

大阪で暮らす外国人数の増加とともに、大阪で働く外国人労働者の数も増加しています。平成20(2008)年から始まった「外国人雇用状況」<sup>8</sup>の届出状況によると、平成20(2008)年10月における大阪の外国人労働者数は24,065人でしたが、令和4(2022)年10月では124,570人となり、5倍程度の数に増えています。



・「外国人雇用状況の届出状況」(厚生労働省)を加工して作成

<sup>6</sup> 「サンフランシスコ平和条約」の発効に伴い日本国籍を喪失し、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(入管特例法)」に基づき、日本に永住することができる在留資格を有する韓国・朝鮮及び台湾出身者とその子孫です。

<sup>7</sup> 法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)をいいます。

<sup>8</sup> 労働施策総合推進法に基づき、すべての事業主に届出が義務づけられている統計で、届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者(特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。)となっています。

## 第2 在日外国人施策推進の目標

世界人権宣言では、第1条で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」と述べており、この理念を広く社会において実現することが求められています。大阪・関西万博の開催都市として、さらには、令和12(2030)年のSDGsの達成に向け、今こそ、私たち一人ひとりが命の尊さや人間の尊厳を認識し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することが必要とされています。

指針策定後、大阪で暮らす外国人数の増加や多国籍化など、在日外国人を取り巻く状況は大きく変化し、また、ハイトスピーチの解消や多言語によるコミュニケーション支援などの今日的な課題への対応も求められています。

このような在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案し、これまでの基本的な理念を継承しつつ、次の目標と視点に立って、今後の府としての在日外国人施策の方向性を示します。

### 1 目標

すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現

### 2 視点

#### (1) 人権尊重の社会づくり

国連において、すべての活動で人権の視点を強化する考え(「人権の主流化」)が提唱されるなど、より一層、人権が保障された国際社会に向けての取組みが進められています。国内においても、憲法の定める基本的人権の尊重や国際社会における流れを踏まえ、在日外国人に対する偏見や差別意識をなくし、すべての人の人権が尊重される豊かな社会づくりを推進します。

#### (2) 個々の文化を保持しながら共生できる社会づくり

すべての人は、人間として皆同じ人権を有しており、一人ひとりがかけがえのない存在です。このことを認識し、国籍、民族等の違いを互いに認めあい、多様な文化、価値観を尊重しあうことにより、個々の文化を保持しながら、その個性や能力を発揮し、共生できる社会づくりを推進します。

#### (3) 地域社会の住民として安心して暮らせる社会づくり

暮らしやすく、活動しやすい、安心できる環境が整備されることにより、誰もがそれぞれの個性や能力を活かして、自己実現を達成することが可能となります。在日外国人の人権やアイデンティティが尊重され、在日外国人が地域社会の住民のひとりとして、安心して暮らすことができるとともに、主体的に地域で活動できるような社会づくりを推進します。

### 3 指針の位置づけ

本指針は、目標の達成に向けて、在日外国人施策の取組みを総合的かつ体系的に推進するための基本的方向を示すものです。

### 第3 在日外国人施策の基本的方向

指針策定後、在日外国人施策の推進にあたっては、「大阪府在日外国人施策有識者会議」<sup>9</sup>における議論を踏まえ、「在日外国人施策庁内連絡会議」<sup>10</sup>において、庁内の関係部局と横断的な連絡調整を行い、在日外国人施策を総合的かつ効果的に推進してきました。

指針策定から20年余りが経過した現在、在日外国人を取り巻く状況の変化や今日的課題を踏まえ、人権尊重意識の高揚を図るとともに、日常生活の様々な場面における多様な言語・手段による情報提供、相談体制の充実に努める必要があります。

以下、本指針が掲げる目標の達成に向け、七つの基本的方向について、現状の取組みや課題、施策の方向を示しています。

#### 1 人権尊重意識の高揚と啓発の充実

令和2(2020)年に大阪府が実施した「人権問題に関する府民意識調査」<sup>11</sup>(以下「意識調査」といいます。)の結果を見ると、「あなたは現在、日本に居住している外国人に関して、次に見られるような人権侵害や問題などがあると思いますか。」という問いに対し、「あると思う」又は「どちらかと言えばあると思う」(2つを合わせて「あると思う」)と回答した人の割合が最も高いのは、「就職や仕事の内容・待遇などにおいて不利な条件に置かれていること」で71.8%となっています。次いで、「病院や施設などで、外国語の表記などの対応が不十分なこと」68.4%、「特定の人種や民族の人々を排斥する不当な差別的言動(ヘイトスピーチ)があること」68.3%、「賃貸住宅などの申込みや入居において不利な扱いを受けること」64.1%となっています。

また、教育現場においては、在日外国人の児童・生徒が誹謗中傷を受けるなどの事象が報告されています。

その他、震災の発生後などに、インターネット上で、特定の民族や特定の地域の人々を対象とする悪質な虚偽の情報が流れたことがありました。こうした有事の際には、特に差別や偏見をあおる意図で虚偽の情報が投稿されている可能性もあります。震災等によって住民が不安になっていることにつけ込み、特定の人々に対する差別や偏見をあおる意図で虚偽の情報を投稿する行為は、決して許されません。

こうしたことをなくしていくためには、あらゆる機会を通じて、府民への教育・啓発の取組みを積極的に進めることにより、人権の平等な享有に関する教育や啓発を強化するとともに、外国人が自らのアイデンティティを肯定的に受け止めることのできる環境を整備することにより、多様な歴史や文化、習慣を持った外国人と日本人との相互理解や交流を促進していく必要があります。

<sup>9</sup> 在日外国人に関わる諸課題及び大阪府が取り組むべき方針について、幅広く意見を求めるため平成4(1992)年に設置した会議。平成26(2014)年に、「大阪府在日外国人問題有識者会議」から現在の名称に変更しました。

<sup>10</sup> 在日外国人施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成4(1992)年に設置した庁内部局横断的な連絡会議。平成26(2014)年に、「在日外国人問題庁内連絡会議」から現在の名称に変更しました。

<sup>11</sup> 人権問題に関する府民意識の変化、動向を把握し、人権教育・啓発施策をより効果的に進めるために、昭和55(1980)年から5年ごとに調査を実施しています。

## 人権問題に関する府民意識調査

(令和3(2021)年3月公表)

問5 あなたは現在、日本に居住している外国人に関して、次に見られるような人権侵害や問題などがあると思いますか。(1)~(9)それぞれについて、いずれか1つに○)

	回答者数	あると思う			ないと思う			わからない	無回答
		あると思う	どちらかと言えばあると思う	どちらかと言えばないと思う	ないと思う	どちらかと言えばないと思う			
(1) 就職や仕事の内容・待遇などにおいて不利な条件に置かれていること	100.0 1553	71.8 1114	35.4 549	36.4 565	12.6 196	9.1 142	3.5 54	15.0 233	0.6 10
(2) 賃貸住宅などの申込みや入居において不利な扱いを受けること	100.0 1553	64.1 996	29.3 455	34.8 541	13.6 211	9.2 143	4.4 68	21.4 333	0.8 13
(3) 宿泊施設、店舗等への入店や施設の利用を拒否されること	100.0 1553	47.5 737	23.5 365	24.0 372	30.9 480	20.2 314	10.7 166	20.7 321	1.0 15
(4) 結婚相手やパートナーとの交際で周囲から反対を受けること	100.0 1553	61.8 959	26.5 411	35.3 548	20.7 321	14.5 225	6.2 96	16.7 260	0.8 13
(5) 子どもに対して、自国の文化や生活習慣に合った教育が行われにくいこと	100.0 1553	57.2 887	22.2 344	35.0 543	19.0 294	12.4 192	6.6 102	22.9 355	1.1 17
(6) 文化や生活習慣の違いを理由とする嫌がらせを受けること	100.0 1553	63.6 988	32.7 508	30.9 480	18.3 284	13.0 202	5.3 82	17.1 265	1.0 16
(7) 病院や施設などで、外国語の表記などの対応が不十分なこと	100.0 1553	68.4 1062	29.4 456	39.0 606	19.7 306	13.8 214	5.9 92	11.3 175	0.6 10
(8) 特定の人種や民族の人々を排斥する不当な差別的言動(ヘイトスピーチ)があること	100.0 1553	68.3 1061	40.1 623	28.2 438	13.0 201	9.0 139	4.0 62	17.7 275	1.0 16
(9) 政治に意見が十分反映されないこと	100.0 1553	62.7 974	31.9 496	30.8 478	13.8 214	9.2 143	4.6 71	22.5 349	1.0 16

### 第3 在日外国人施策の基本的方向

さらに、特定の民族や国籍の人々を排斥するヘイトスピーチや、偏見や差別意識を背景とした暴力行為は、決してあってはならないものです。

平成28(2016)年6月の法律施行後、大阪府においても、令和元(2019)年11月に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」を施行しました。条例施行月である11月を条例啓発推進月間と定め、ポスターやリーフレットの他、ホームページやデジタルサイネージにより、集中的な啓発活動を行っています。大阪には、全国で最も多く在日韓国・朝鮮人の方が暮らしていることも踏まえ、今後とも、ヘイトスピーチをなくし、すべての人がお互いに人種や民族の違いを尊重しあって共生することのできる社会を築くための取組みを進めることが一層求められています。



#### 《施策の方向性》

・啓発ポスター「ヘイトスピーチゆるさへん！」

国籍、民族等の違いによる様々な偏見や差別意識をなくすため、人権尊重意識の高揚を図るとともに、異なる文化、習慣等に対する理解を促進するため、普及啓発活動の一層の充実を図ります。また、在日外国人の文化や伝統・習慣について、誰もが触れ、理解できる機会の提供に努めます。

#### ● 府民啓発の充実・相互理解の促進

外国人に対する偏見や差別意識をなくし、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向け、ホームページや啓発冊子など、様々な媒体を用いて、外国人を取り巻く状況等について解説し、啓発します。

啓発にあたっては、市町村との連携を図るとともに、共生社会の実現をめざして活動している府民、NPO、事業者等との連携により、効果的な啓発を推進します。

また、いわゆるヘイトスピーチについても、引き続き、条例啓発推進月間を中心に、市町村等と連携しながら、啓発を行います。

#### ● 新たな在留管理制度に対する国への要望

特別永住者以外の在日外国人には、在留カードの常時携帯義務があり、これに違反した場合は、罰則があります。また、一時的に日本を離れる際には、事前に再入国許可を受けておかなければなりません。

在日外国人の負担軽減の観点から、少なくとも日本への定着性が高い永住者については、特別永住者と同様の扱いとなるよう、市町村等と連携して、引き続き国に要望します。



## 2 生活情報の提供と相談機能の充実

在日外国人の中には、日本語の習得が十分でないため、暮らしに関わる行政等の各種サービスを受けることが難しい、困ったことがおきた場合の相談機関がわからないなど、日常生活を送るうえで不安のある方も少なくありません。

また、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により、日常生活の様々な場面で不安や悩みを抱える外国人住民が増えており、その内容も複雑・多様化しています。

このような不安を解消するため、大阪府では、大阪府ホームページにおいて、日本語を含む13言語<sup>12</sup>で行政情報の提供を行うほか、公益財団法人大阪府国際交流財団の「大阪府外国人情報コーナー」(ワンストップ相談窓口)<sup>13</sup>の整備、運営を支援して、日本語を含む11言語により生活関連情報を含めた幅広い情報提供や、相談対応を行っています。

さらに、誰にでもわかりやすい案内標識等の整備や、日本語学習機会の情報提供等の取組みを推進し、大阪で暮らすすべての外国人が安心して生活できるような環境整備が求められています。

### 《施策の方向性》

在日外国人にとって暮らしやすく、活動しやすい環境づくりを進めるため、生活情報の提供や相談機能の充実を図るとともに、主要な公共施設やターミナルでの外国語等による案内表記の整備を促進します。また、地域における日本語学習機会の提供を促進するため、市町村やNPO等と連携を強化します。

#### ● 生活情報提供の充実

医療・保健、福祉、防災、住まい、就労等の必要な情報について、刊行物の多言語化や「やさしい日本語」による情報提供を推進するとともに、国、市町村、NPO等と連携して、暮らしに関する情報のきめ細かな提供に努めます。

また、大阪府ホームページやSNS、メールマガジン等による情報提供のほか、進展するICTを活用するとともに、市町村や大阪府自治体国際化推進連絡会議との連携により、在日外国人のニーズや地域に即した情報提供に努め、その充実を図ります。

特に、大阪府ホームページについては、平成30(2018)年12月に、日本語以外の12言語に対応した自動翻訳システムを導入するとともに、外国人を対象とした「ようこそ大阪へ」のページを開設し、「大阪について」「大阪を楽しむ」「大阪で商う」「大阪で暮らす」「緊急の情報」といった情報を掲載しています。なお、令和3(2021)年8月から、英語、中国語(簡体字)についてはAIエンジンを搭載したシステムに切り替えることで、より自然な文章による翻訳、文法の精度向上を実現しました。今後、自動翻訳になじまない固有名詞などの辞書登録を行い、自動翻訳の正確性を高めていきます。

<sup>12</sup> 大阪府ホームページは、13言語(日本語、英語、韓国・朝鮮語、中国語簡体字、中国語繁体字、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、イタリア語、ドイツ語)に対応しています。

<sup>13</sup> 「大阪府外国人情報コーナー」(ワンストップ相談窓口)は、11言語(日本語、英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語)に対応しており、出入国在留管理庁の「外国人受入環境整備交付金」を活用して整備、運営を支援しています。

### 第3 在日外国人施策の基本的方向

#### ● 相談機能の充実

公益財団法人大阪府国際交流財団の「大阪府外国人情報コーナー」(ワンストップ相談窓口)の整備、運営を支援することで相談機能の充実を図るとともに、庁内や市町村等との連携を強化して他の相談窓口の多言語化対応を進めます。

相談の対応にあたっては、相談者が、言葉の壁や外国人に対する偏見だけでなく、ジェンダーや年齢、障がいの有無等により複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、適切な支援の提供につなげられるよう努めます。

また、関係機関と連携して行う「1日インフォメーションサービス」<sup>14</sup>などの取組みを進めるなど、複雑・多様化する相談内容への対応を図るとともに、公益財団法人大阪府国際交流財団の相談窓口をはじめ、国、市町村、NPO等による各種相談窓口について広く周知に努めます。

#### ● 案内標識の整備

府関係施設案内標識は、ピクトグラムや多言語表記により、誰にでもわかりやすい案内に努めるとともに、外国語を併記した道路案内標識の整備を進めます。

また、府有施設以外の不特定多数が利用する主な駅や公共施設などの設置者に対しても、わかりやすい案内標識が整備されるよう、働きかけます。

#### ● 日本語学習機会の情報提供等

これまでに大阪府が作成した日本語学習教材や啓発資料等、学習者のニーズにあった情報を提供するなどの支援に努めます。

また、地域の識字・日本語教室等にかかわる情報を、関係機関によるネットワークを通じて収集し、ホームページ等による情報提供に努めます。

さらに、識字・日本語教室の指導者や教室の企画・運営を行うコーディネーターを養成する手法について、識字・日本語教室等への提供に努めるとともに、研修や交流を通して市町村やNPO等との連携を強化します。



・「識字・日本語センター」のホームページ

<sup>14</sup> 外国人の生活に密接に関係する機関が一堂に会して開催する一日相談会で、日常生活において、日本語が十分に話せない、あるいは理解できずに、様々な不自由や悩みを抱えている外国人の悩みを解消することを目的としています。

### 3 安心のための医療・保健・福祉サービス体制の充実

在日外国人が、健康で安心して暮らしていくためには、必要な時に医療・保健や福祉に適切にアクセスできる環境整備が求められています。

現在、医療機関向けに、外国人患者受入れ支援サイト「おおさかメディカルネット」を開設し、多言語問診票や外国人患者対応マニュアル等の情報を掲載しています。

新型コロナウイルス感染症については、外国人向けサイト「外国人の方へ 新型コロナウイルス感染症のお知らせ」を開設し、府内の感染状況や府の取組み等を多言語で情報発信しています。また、公益財団法人大阪府国際交流財団が運営する「大阪府外国人情報コーナー」において、外国人からの様々な相談に対応しています。

在日外国人が医療機関を受診するにあたっては、次のような課題があげられます。まず、在日外国人患者が必要な時に迅速に治療等を受けることができるよう、受け入れが可能な医療機関の所在地や診療科目等の情報を迅速に取得できる環境を整備する必要があります。次に、受診にあたり、医師・看護師・医療スタッフと確実な言語コミュニケーションを取ることができる環境を整備する必要があります。そのため、医療とその関連分野の知識や語彙力を持つ医療通訳が必要です。また、受診後については、健康保険に加入していないために医療費が高額となり、支払いが滞るケース等が課題となっています。

これらの課題については、医療機関単独で解決することが困難であり、医療機関に対する効果的な支援や、在日外国人に対する情報発信等が、求められるところです。

また、福祉サービスについては、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人の高齢者を中心に、広報等による情報が十分行き渡らなかつたり、言葉や食事、生活習慣の違いなどから、サービスの利用が難しい状況も見受けられます。

さらに、在日外国人高齢者・障がい者の中には、国民年金制度創設時の国籍条項により制度的に年金の受給資格が得られなかった方々があり、所要の救済措置が求められます。

#### 《施策の方向性》

在日外国人が、健康で安心して暮らしていくため、医療・保健・福祉に関する情報提供を進めるとともに、安心してサービスを受けることができる体制づくりを推進します。

- 健康に暮らすための体制の充実

在日外国人が必要とする医療機関等を迅速に検索することができるよう、外国人患者を受け入れる医療機関の情報をとりまとめたリストの作成・公表を行うとともに、外国人患者を受け入



・府ホームページ「おおさかメディカルネット」

### 第3 在日外国人施策の基本的方向

れる医療機関のうち拠点となりうる医療機関を拠点医療機関等として整備し、適宜、追加等の更新を行っていきます。

次に、受診時において医療機関のスタッフと外国人患者のコミュニケーションの問題解決を図るため、医療機関等が必要とする際に通訳サービスを提供するコールセンターの設置や医療通訳の設置を行い、通訳を介して母語で診察が受けられる環境を整備します。

また、受診後の医療費の未払い等の課題に対応するため、相談窓口の設置を行います。

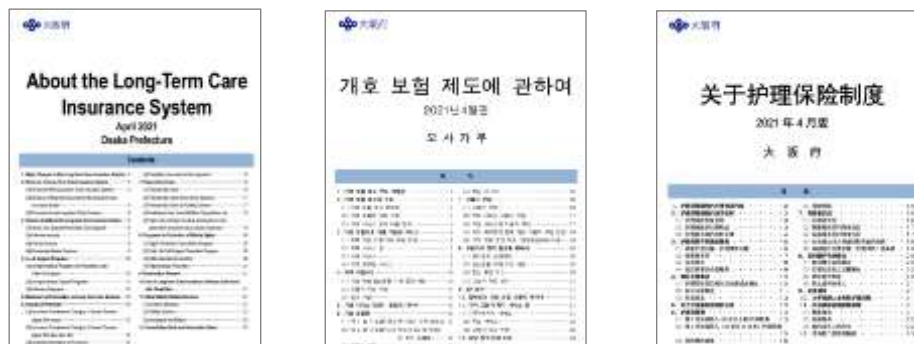
- 感染症流行時における対応

新型コロナウイルス感染症等、感染症の感染拡大に備えるため、在日外国人に対して、感染症に関する多言語による情報提供や相談対応を推進します。

- 福祉サービスの利用促進

福祉サービスに関する外国語版パンフレットを作成して周知を図るなど、関係機関と連携した効果的な情報提供に努めます。

また、異なる文化的背景、習慣を持つ外国人が福祉サービスを利用しやすくなるように関係機関と連携して介護サービス事業者や福祉施設職員等への啓発・研修の充実に努めます。



・広報パンフレット「介護保険制度について」

- 法制度の改善等の国への要望

外国人の未収医療費にかかる医療機関への補助制度について、救命救急センター以外の医療機関にも必要な措置を講じるよう、引き続き国に要望します。

また、制度的に国民年金の受給資格が得られなかった在日外国人の高齢者や障がい者への所要の救済措置の実施についても、引き続き国に要望します。

## 4 安全を守る災害支援体制の充実

在日外国人は、日本語の習得が十分でなかったり、日本の生活環境に不案内であったり、災害のことを知らなかったりすることが多いことから、「大阪府地域防災計画」<sup>15</sup>においても、特に配慮を要する要配慮者に位置づけられています。

大阪府では、「大阪府地域防災計画」に基づき、国や市町村、関係団体、民間事業者等の多様な機関と連携して、外国人に対する支援の検討・推進を行っており、「おおさか防災ネット」<sup>16</sup>や気象の注意報や警報、避難情報などを配信する「防災情報メール」<sup>16</sup>などにより、在日外国人に多言語で防災情報の提供を行っています。

また、大規模災害の発生時には、公益財団法人大阪府国際交流財団と共同で「大阪府災害時多言語支援センター」を設置して情報発信を行うほか、市町村等の避難所運営の支援として、大阪府の「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」にて多言語で作成した「避難所会話シート」や「外国人避難者用質問票」<sup>17</sup>を提供し、活用いただけるようにしています。

在日外国人数の増加にともない、災害発生時に被災する外国人の数も増加する中、平常時からの防災情報の周知や、多言語での災害情報の発信など、外国人に対するより一層の災害支援体制の充実が求められています。

### 〈施策の方向性〉

在日外国人が、防災情報や災害時に必要な情報を受けられるような支援体制の整備を推進します。

- 情報発信等による支援

平常時から多言語や「やさしい日本語」での防災に関する情報提供を行うとともに、災害発生時には、ホームページやSNSなどを活用して、迅速、的確かつ分かりやすい情報発信に努めます。

- 効果的な情報伝達体制の整備

大規模災害発生時には、公益財団法人大阪府国際交流財団と共同で「大阪府災害時多言語支援センター」を設置するなど、外国人に対し効果的な多言語での情報伝達を行うことができる体制整備を進めます。

- 避難所における支援

災害発生時に避難所を運営する市町村等が円滑に多言語支援を行えるよう、「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」の活用促進と公益財団法人大阪府国際交流財団と連携して災害時通訳・翻訳ボランティアの確保・育成に努めます。

<sup>15</sup> 「大阪府地域防災計画」は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、大阪府防災会議が策定するもので、府域に係る防災に関し、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、府の地域並びに府民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

<sup>16</sup> 「おおさか防災ネット」「防災情報メール」は、それぞれ日本語含め14言語（日本語、英語、韓国・朝鮮語、中国語簡体字、中国語繁体字、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、イタリア語、ドイツ語、ロシア語）に対応しています。

<sup>17</sup> 「避難所会話シート」「外国人避難者質問票」は、日本語含め9言語（日本語、英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語）に対応しています。

## 5 安心して生活できる住宅・就労支援の充実

前出の意識調査の結果を見ると、日本に居住している外国人に関して見られる問題として、「賃貸住宅などの申込みや入居において不利な扱いを受けること」が「あると思う」と回答した人の割合は、64.1%となっていました。また、「就職や仕事の内容・待遇などにおいて不利な条件に置かれていること」が「あると思う」と回答した人の割合は、71.8%となっていました。

また、令和元(2019)年に大阪府・大阪市が実施した「大阪市外国人住民アンケート調査」<sup>18</sup>の結果を見ると、住む家を探したときに、外国人なので入居を断られたことが「ある」と回答した割合が34.3%、日本人の保証人がいないので入居を断られたことが「ある」と回答した割合が40.0%となっています。

このような外国人に対する不利な扱いをなくすため、賃貸住宅への入居等に関しては、不動産取引にかかわる人権問題の相談窓口を設置するとともに、業界に対する人権研修や啓発リーフレットなどを通じた啓発に努めています。

また、Osakaあんしん住まい推進協議会が運営するサイトでは、日本語を含む14言語<sup>19</sup>で住まいに関する情報を提供しています。

さらに、就職の機会均等と公正な採用を図るため、毎年6月を就職差別撤廃月間と定めその周知に努めるとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度の普及に努めるなど、事業主等への啓発を行っています。

大阪府職員の採用試験においては、受験資格における国籍条項について、平成11(1999)年度より、知事部局のすべての職種で撤廃されており、外国籍の職員が採用されています。

しかしながら、未だ、民間企業への就職や賃貸住宅への入居等に際して、国籍、民族等の違いを理由とした採用拒否や入居拒否の事例がみられるほか、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいます。

### 《施策の方向性》

外国人に対する偏見や差別意識をなくし、外国人が地域で安心・安全に暮らし、働くことができるよう、住宅入居や就労にかかわる啓発等の取組みを充実します。

<sup>18</sup> 令和元(2019)年に大阪府・大阪市共同で、今後の外国籍住民の円滑な受入れと共生社会づくりの推進に向けた対応策を検討するため、大阪市内在住の18歳以上の外国人の中から無作為に抽出された4,000人を対象に調査を行いました。

<sup>19</sup> Osakaあんしん住まい推進協議会が運営するサイト内の外国人向けページ「Foreign residents(外国人の方)」では、日本語、英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語(タガログ語)、ネパール語、ミャンマー語、カンボジア語、モンゴル語に対応しています。

● 住宅入居にかかわる啓発等の充実

生活の基盤となる住居についての権利は、国際人権規約及び人種差別撤廃条約で保障されており、入居差別の解消を図るため、啓発冊子の配布や研修の実施等による宅地建物取引業者、賃貸住宅経営者などへの啓発に努めます。また、国や関係機関と連携しながら入居機会の制約の解消に向けた取組みを進めます。

入居差別にかかわるトラブル・相談に対して、業界で自主的に迅速な解決が図られるよう指導するとともに、業界団体、市町村等とも連携を図りながら、不動産取引相談コーナーをはじめとする様々な相談機能が活用されるよう努めます。

府内の民間賃貸住宅に入居を希望する外国人等が円滑に入居できるよう、関係団体等と協力しながら、引き続き多言語による情報提供を行います。また、外国人等であることを理由に入居を拒まない民間賃貸住宅や住まい探しの相談支援を行う居住支援法人等の団体の情報を提供します。

さらに、外国人等が身近な市町村で住まいに関する相談ができるよう、居住支援協議会の設立を促進します。



・啓発リーフレット  
「知っていますか？宅地建物取引業とじんけん」

● 就労にかかわる啓発等の充実

就職にあたって、国籍、民族等の違いを理由に差別されることがないように、就職差別撤廃月間に集中的な啓発を行うとともに、企業啓発団体への働きかけ、「公正採用選考人権啓発推進員」の活用などにより、企業内部における人権意識の高揚のための取組みを促します。



・啓発リーフレット  
「採用と人権 -従業員採用の手引-」

また、国や関係機関と連携して、外国人へのきめ細やかな就労相談支援に努めるとともに、解雇や賃金問題等、雇用にかかわる様々な問題に対応するため、労働相談をはじめ、外国人を雇用している、もしくは雇用を考えている企業に対し、労働基準法、最低賃金法といったすべての労働者に適用される労働関係法規の知識や、言葉・文化の違いなど配慮すべき点の啓発など、外国人が働きやすい労働環境の整備を促します。

さらに、人種、民族等による雇用差別を禁じたILO111号条約を早期批准し、関係する国内法を整備するよう、引き続き国に要望します。

## 6 国際理解教育・在日外国人教育の充実

在日外国人教育については、母語・母文化を尊重した取組みを進めることにより、在日外国人の児童・生徒が自らの誇りを高め、本名を使用できるような環境の醸成に努めるとともに、日本語指導が必要な児童・生徒に対する学習・生活面での支援を充実するなど、児童・生徒が将来の進路を自ら選択し自己実現を図ることができるよう指導する必要があります。

また、グローバル化が進展する中、すべての児童・生徒が、多様な言語や文化、価値観について理解し、互いを尊重しながら学び合うことができるよう、学校内外の様々な活動を通じ、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく取組みを進める必要があります。

平成2(1990)年から平成4(1992)年には、府立高校9校に国際教養科を設置し、その後学科を改編しながら、令和4(2022)年度までにグローバル科(2校)、国際文化科(8校)、英語科(2校)、グローバル探究科(1校)を設置しました。また、平成13(2001)年度から府立高校2校で「中国帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜」を実施し、その後、実施校を拡大しながら、令和4(2022)年度には8校で「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」を実施しています。さらに、すべての外国籍の児童・生徒の就学機会が適切に確保されるよう、市町村における就学促進のための取組み支援や夜間中学の多言語での広報に努めているところです。

加えて、平成28(2016)年にヘイトスピーチを解消するための「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、教職員がヘイトスピーチの問題について理解を深め適切に指導するための研修用資料を作成するなど、外国にルーツのある子どもの人権を守る学校づくりをめざして取り組んでいます。



・府ホームページ「学校生活サポート情報」

今後、すぐれた取組みの事例や成果等について交流できるよう、ICTの活用を含め、より一層学校間で情報交換のためのネットワークづくりが求められているところです。

また、外国人学校については、日本在住の外国人や外国にルーツのある生徒等が、母語や母文化に触れながら学習する場を提供するものであることから、その振興を図ることが求められています。

### 《施策の方向性》

国際理解教育については、グローバル化が進展し、国際的な相互依存関係がますます深まる中、諸外国の異なる文化への理解を進めるとともに、コミュニケーション能力を高める教育を推進します。



在日外国人教育については、「国際人権規約」及び「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」をはじめ、「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」等の趣旨に基づき、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が、互いに違いを認めあい、本人のアイデンティティを保ちながら自己実現を図ることができるよう、ともに生きることのできる教育を進めます。

また、在日韓国・朝鮮人をはじめ在日外国人の児童・生徒が課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成します。

#### ● コミュニケーション能力の育成と国際理解教育の充実

地域や児童・生徒の実態に応じて、総合的な探究(学習)の時間等を活用して国際理解教育を推進するとともに、相互理解を深めるコミュニケーション能力を育成するため、外国語指導員<sup>20</sup>や海外留学生等の活用を図ります。

また、保育所や幼稚園・認定こども園の職員に対して、子どもがお互いを思いやり、ともに生きる力を育む視点に立った研修を行うことにより、子どもの豊かな人権感覚の形成に努めます。

#### ● 交流機会の拡充

異なる文化に直接触れ理解を深めるため、海外修学旅行を活用するなど海外の児童・生徒との交流を奨励するとともに、インターネットの活用等による教科学習や部活動などを通じ海外の児童・生徒との交流機会を拡充します。また、府内の日本語指導が必要、あるいは外国にルーツのある児童・生徒が、アイデンティティを育むとともに進路に展望を持てるようにする機会を提供していきます。

また、外国人学校との交流など地域の外国人との交流機会を拡充します。

#### ● 在日外国人教育の充実

在日外国人教育については、「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」<sup>21</sup>などこれまでの経験と成果を生かし、蓄積されてきたノウハウ等の活用を図りつつ、指導内容・指導方法を工夫改善するよう努めるとともに、在日韓国・朝鮮人をはじめ在日外国人の児童・生徒が、課外の自主活動(民族学級、国際クラブ等)などを通じて、歴史、文化、言語等について学習できる環境の醸成に努めます。

また、在日外国人児童・生徒が、自らに誇りを持つとともに、本名を使用できるよう環境の醸成に努めるとともに、将来の進路を自ら選択し、自己を実現し得るよう、関係諸機関と連携しながら適切な指導に努めるなど、進路指導・キャリア教育のさらなる充実を図ります。

<sup>20</sup> 教育委員会や学校で、外国語担当指導主事や外国語担当教員等の補助を行う外国人教員をいいます。

<sup>21</sup> 昭和63(1988)年策定、平成10(1998)年一部改正

### 第3 在日外国人施策の基本的方向

日本語指導が必要な児童・生徒については、日本語教育教材や教員研修を一層充実させるとともに、「日本語教育の推進に関する法律」の理念に基づき、「特別の教育課程」<sup>22</sup>による日本語指導の実施に努めます。また、母語の指導や母文化を尊重した取組みの充実に努めます。加えて、帰国・渡日児童・生徒が主体的に進路を選択できるよう、日本の高校入学者選抜制度や学校生活などについて、多言語による情報提供や個別相談を実施していきます。

また、外国籍の子どもたちへの就学支援については、日本語以外の言語で就学案内を送付したり、案内に対して返信がない場合は個別に家庭訪問するなど、各市町村において、工夫された取組みがなされているところであり、府として、このような取組み事例を広く伝えることで、外国籍の子どもたちの就学機会が適切に確保されるよう努めます。

さらに、外国人学校に対し、外国人学校振興補助金により、教育条件の維持向上及び外国人学校に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図ります。

---

<sup>22</sup>「特別の教育課程」による日本語指導は、児童生徒が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を、在籍学級の教育課程の一部の時間に替えて、在籍学級以外の教室で行う教育の形態です。これは、学校教育法施行規則に基づき、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の小学部、中学部、高等部において行われるものです。児童生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とします。

## 7 地域・府政への参画促進

前出の「大阪市外国人住民アンケート調査」によれば、地域の団体の活動やイベントへの参加状況は、「地域の活動に参加していない」と回答した割合が47.9%と半数近くを占めています。

在日外国人が、地域住民として主体的に地域で活動できるよう、防災活動や他の外国人支援等の担い手として、積極的に地域社会に参画できる環境づくりを行う必要があります。その際、在日外国人は、共に地域社会を構成する主体的な存在であり、そのような多様性が地域の豊かさにつながるという視点が重要です。

また、高度な専門性や日本語能力を身につけ、日本社会を深く理解する貴重な人材である外国人留学生の大阪での定着を促進するため、大阪での就職を希望する留学生に対し、就職セミナーや就職フェアを開催するなど、大阪の企業に就職してもらえよう支援を行っています。

さらに、在日外国人を含めた多様な住民の意見を府政に反映することが求められています。各種調査やパブリックコメント等を通じて、在日外国人の意見を把握するとともに、在日外国人にかかわる諸課題及び大阪府が取り組むべき方策について幅広く意見を求めるため、平成4(1992)年10月に「大阪府在日外国人施策有識者会議」を設置し、在日外国人施策の推進に努めてきました。今後も、有識者会議をはじめ、審議会等の委員の選任にあたっては、審議会等の設置目的を踏まえ、在日外国人を含めた幅広い人材の登用に努める必要があります。

### 《施策の方向性》

- 地域社会への参画支援

地域に住む外国人が主体的に地域社会に参画し、防災活動や他の外国人支援等の担い手となることができるよう、地域社会の取組みを支援します。

- 留学生の就職促進

外国人留学生が留学期間終了後も大阪に住み続けることができるよう、教育機関や企業等と連携した就職支援により、留学生の大阪での就職・定着を促進します。

- 府政への参画促進

幅広い府民の意見を府政推進に生かしていくため、多様な文化的背景や考え方を持つ在日外国人の意見も求める仕組みの整備に努めます。

在日外国人を含めた多様な住民の意見を府政に反映するため、引き続き各種調査やパブリックコメント等を通じて、在日外国人の意見を把握し、施策の反映に努めます。

また、「大阪府在日外国人施策有識者会議」を引き続き活用するとともに、審議会等の委員の選任にあたっては、審議会等の設置目的を踏まえ、在日外国人を含めた幅広い人材の登用に努めながら、在日外国人施策を推進します。

## 第4 推進体制

以上に提示した在日外国人施策の基本的方向に沿った行政施策を展開するため、全庁をあげた取組みを推進します。

また、推進にあたっては、外部の関係機関等と連携を図るとともに、国へ必要な法制度の改善を働きかけていきます。

さらに、社会情勢等の変化に伴い、新たな課題が生じた場合、これに的確に対応するため、必要に応じて、本指針の見直しを行います。

### 1 庁内推進体制の充実

在日外国人施策を総合的に推進するため、庁内連絡会議や国際課兼務職員会議などの活用を通して、関係部局の一層緊密な連携を進め、総合調整機能の充実を図ります。

また、誰もがお互いの人権を尊重し支えあう「共生の視点」を踏まえて業務を遂行できるよう、職員の在日外国人問題の理解と認識を深めます。

在日外国人施策の実施状況等については、庁内連絡会議において毎年取りまとめるとともに、各施策の推進にあたっては、必要に応じて実態把握に努めます。さらに、それらの結果を有識者会議に報告するなど、同会議の機能の充実を図ります。

### 2 市町村・NPO・事業者等との連携

府内の市町村においては、地域の実情に応じた取組みが進められており、近年、様々な分野において、NPOや事業者等との連携やボランティア活動が広がりをみせています。大阪府の在日外国人施策を推進するためには、このように住民にとって身近な市町村やNPO、事業者等の果たす役割は大きいと期待されることから、連携の充実を図ります。

また、市町村等において、外国人が地域住民として生活を開始してからできるだけ早い時期にオリエンテーションを実施して行政情報や日本社会の習慣等について学習する機会を提供できるよう、市町村等に対する情報提供に努めます。

### 3 国への働きかけ

在日外国人の地位向上や権利擁護をはじめ、この指針の目標である「すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現」を図るため、国際的な人権基準に沿った必要な国内的措置がなされるよう、引き続き国に要望します。

## 大阪府在日外国人施策に関する指針(資料編)目次

資料1 大阪で暮らす在日外国人の状況.....	27
(1) 国籍・地域別	
(2) 在留資格別	
(3) 市区町村別	
(4) 在留資格別外国人労働者数	
資料2 大阪府外国人相談コーナー実績集計 .....	38
(1) 相談言語別件数	
(2) 相談内容別件数	
資料3 識字・日本語教室外国人参加者状況.....	38
(1) 地域別	
(2) 年齢別	
資料4 府内公立学校における外国人児童・生徒の人数と割合 .....	39
資料5 府内公立学校における外国人学校児童・生徒の国籍・地域別人数と割合 .....	39
資料6 府内公立学校における外国人児童・生徒の本名使用率 .....	40
資料7 外国人学校(各種学校)の幼児、児童、生徒数 .....	40
資料8 留学生数 .....	40
資料9 在日外国人関連施策のあゆみ .....	41

## 資料1 大阪で暮らす在日外国人の状況

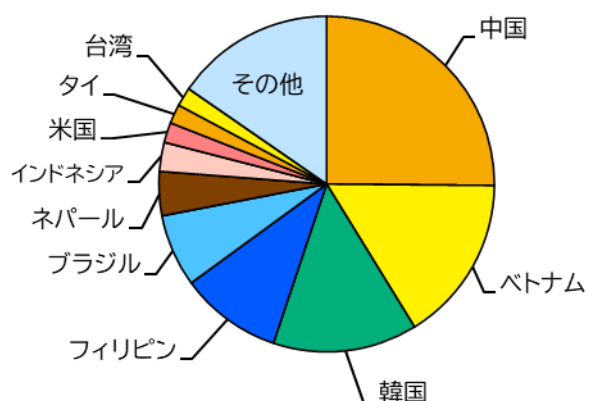
## (1) 国籍・地域別（令和4(2022)年6月末現在）

国籍・地域		人数	国籍・地域		人数
アジア	アフガニスタン	80	ヨーロッパ	ウクライナ	199
	アラブ首長国連邦	5		ウズベキスタン	191
	イエメン	15		英国	1,076
	イスラエル	41		エストニア	4
	イラク	12		オーストリア	31
	イラン	186		オランダ	81
	インド	1,483		カザフスタン	43
	インドネシア	5,262		北マケドニア	2
	オマーン	2		ギリシャ	7
	韓国	90,141		キルギス	47
	朝鮮	4,070		クロアチア	12
	カンボジア	576		コソボ共和国	2
	キプロス	5		ジョージア	4
	クウェート	3		スイス	77
	サウジアラビア	34		スウェーデン	73
	シリア	108		スペイン	238
	シンガポール	196		スロバキア	21
	スリランカ	989		スロベニア	10
	タイ	2,613		セルビア	14
	台湾	5,771		タジキスタン	6
	中国	66,715		チェコ	13
	トルコ	211		デンマーク	24
	ネパール	8,117		ドイツ	305
	パキスタン	626		トルクメニスタン	1
	パレスチナ	1		ノルウェー	15
	バングラデシュ	788		ハンガリー	38
	フィリピン	9,944		フィンランド	41
	ブータン	60		フランス	712
	ブルネイ	3		ブルガリア	35
	ベトナム	45,344		ベラルーシ	16
マレーシア	747	ベルギー	41		
ミャンマー	2,392	ポーランド	88		
モルディブ	5	ボスニア・ヘルツェゴビナ	6		
モンゴル	523	ポルトガル	40		
ヨルダン	16	マルタ	1		
ラオス	84	モルドバ	11		
レバノン	8	ラトビア	5		
ヨーロッパ	アイスランド	8	リトアニア	14	
	アイルランド	65	リヒテンシュタイン	2	
	アゼルバイジャン	14	ルーマニア	140	
	アルバニア	4	ルクセンブルク	1	
	アルメニア	8	ロシア	480	
	イタリア	301			

国籍・地域		人数	国籍・地域		人数	
ア フ リ カ	アルジェリア	19	北 ア メ リ カ	エルサルバドル	8	
	アンゴラ	2		カナダ	679	
	ウガンダ	18		キューバ	20	
	エジプト	157		グアテマラ	10	
	エチオピア	24		グレナダ	1	
	エリトリア	2		コスタリカ	3	
	ガーナ	181		ジャマイカ	47	
	ガボン	2		セントクリストファー・ネイビス	4	
	カメルーン	48		セントルシア	1	
	ガンビア	9		ドミニカ	3	
	ギニア	12		ドミニカ共和国	26	
	ギニアビサウ	1		トリニダード・トバゴ	8	
	ケニア	46		ニカラグア	1	
	コートジボワール	6		ハイチ	5	
	コンゴ共和国	7		パナマ	1	
	コンゴ民主共和国	21		バハマ	4	
	ザンビア	16		バルバドス	3	
	シエラレオネ	4		米国	3,110	
	ジンバブエ	16		ホンジュラス	5	
	スーダン	42		メキシコ	199	
	セネガル	28		南 ア メ リ カ	アルゼンチン	54
	タンザニア	24			ウルグアイ	4
	チャド	1			エクアドル	15
	チュニジア	75			コロンビア	127
	トーゴ	4	チリ		56	
	ナイジェリア	201	パラグアイ		31	
	ナミビア	1	ブラジル		2,732	
	ニジェール	2	ベネズエラ		28	
	ブルキナファソ	7	ペルー		1,331	
	ブルンジ	2	ポリビア		168	
	ベナン	4	オ セ ア ニ ア		オーストラリア	742
	ボツワナ	1			サモア	3
マダガスカル	7	ソロモン			5	
マラウイ	5	ツバル			1	
マリ	5	トンガ			11	
南アフリカ共和国	86	ナウル			1	
南スーダン共和国	7	ニュージーランド		249		
モーリシャス	3	パプアニューギニア		3		
モザンビーク	11	パラオ		5		
モロッコ	42	フィジー		25		
リビア	8	ミクロネシア	6			
リベリア	2	無国籍	37			
ルワンダ	3	総数	262,681			
レソト	4					

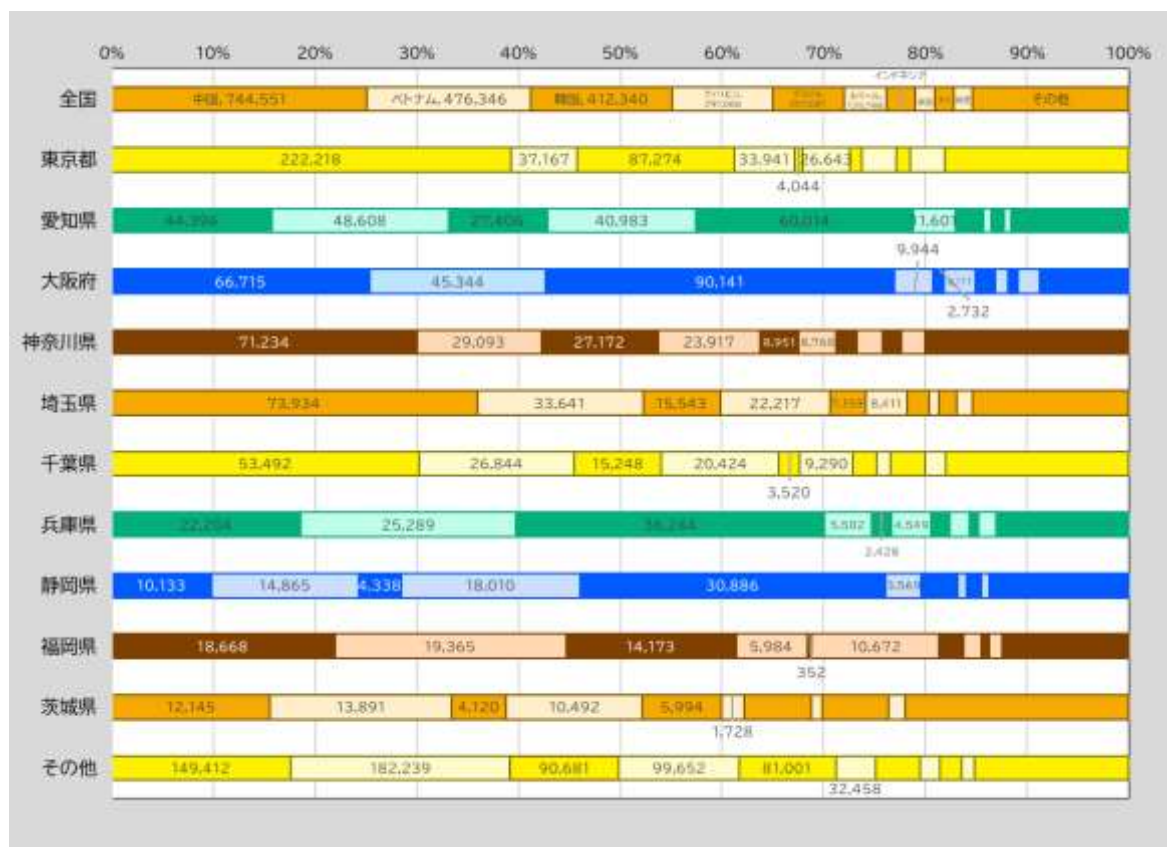
出典：「在留外国人統計」法務省出入国在留管理庁（令和4年6月末現在）

《参考》全国の外国人の状況



国籍・地域	人数(人)	割合(%)
中国	744,551	25.1%
ベトナム	476,346	16.1%
韓国	412,340	13.9%
フィリピン	291,066	9.8%
ブラジル	207,081	7.0%
ネパール	125,798	4.3%
インドネシア	83,169	2.8%
米国	57,299	2.0%
タイ	54,618	1.8%
台湾	54,213	1.8%
その他	455,488	15.4%
合計	2,961,969	100.0%

《参考》外国人数上位都府県の状況





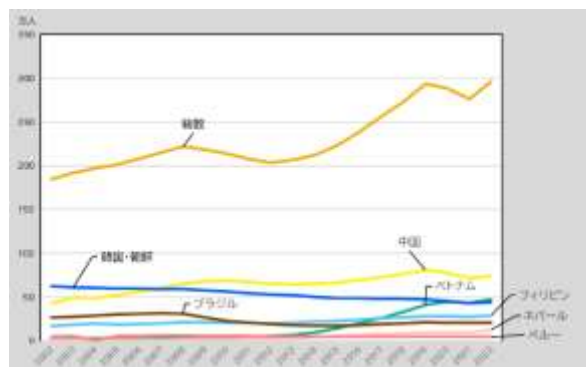
(単位：人)

	中国	ベトナム	韓国	フィリピン	ブラジル	ネパール	インドネシア	米国	タイ	台湾	その他	合計
全国	744,551	476,346	412,340	291,066	207,081	125,798	83,169	57,299	54,618	54,213	455,488	2,961,969
東京都	222,218	37,167	87,274	33,941	4,044	26,643	6,509	19,172	8,006	18,997	102,554	566,525
愛知県	44,396	48,608	27,406	40,983	60,014	11,601	7,712	2,098	3,592	1,947	32,555	280,912
大阪府	66,715	45,344	90,141	9,944	2,732	8,117	5,262	3,110	2,613	5,771	22,932	262,681
神奈川県	71,234	29,093	27,172	23,917	8,951	8,760	4,802	6,068	4,329	5,444	47,680	237,450
埼玉県	73,934	33,641	15,543	22,217	7,159	8,411	4,373	2,079	3,644	3,134	31,689	205,824
千葉県	53,492	26,844	15,248	20,424	3,520	9,290	4,127	2,414	6,052	3,496	31,883	176,790
兵庫県	22,204	25,289	36,244	5,502	2,428	4,549	2,261	2,253	1,140	2,041	15,598	119,509
静岡県	10,133	14,865	4,338	18,010	30,886	3,569	3,749	868	1,547	732	14,134	102,831
福岡県	18,668	19,365	14,173	5,984	352	10,672	2,055	1,450	709	1,033	10,604	85,065
茨城県	12,145	13,891	4,120	10,492	5,994	1,728	5,137	843	5,109	1,256	17,111	77,826
その他	149,412	182,239	90,681	99,652	81,001	32,458	37,182	16,944	17,877	10,362	128,748	846,556

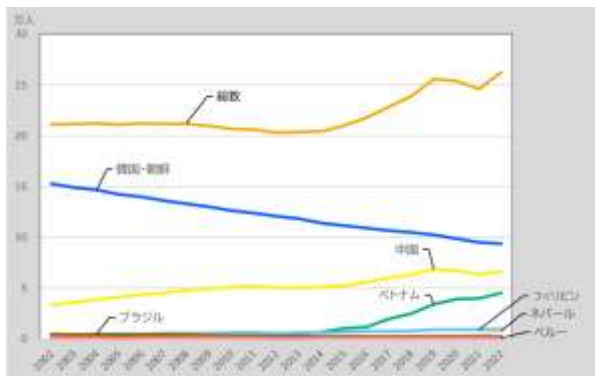
出典：「在留外国人統計」法務省出入国在留管理庁（令和4年6月末現在）

《参考》外国人数の推移（全国・大阪府）（平成14（2002）年～令和4（2022）年）

① 全国



② 大阪府



(単位：人)

年別	国籍・地域	総数		中国		ベトナム		韓国・朝鮮		フィリピン		ブラジル		ネパール		ペルー	
		大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府		
平成14 (2002) 年		1,851,758	210,897	424,282	33,375	21,050	1,548	625,422	152,768	169,359	4,367	268,332	4,946	4,593	183	51,772	1,187
平成15 (2003) 年		1,915,030	211,491	462,396	36,424	23,853	1,744	613,791	149,164	185,237	4,755	274,700	4,808	5,181	217	53,649	1,176
平成16 (2004) 年		1,973,747	212,590	487,570	38,554	26,018	2,010	607,419	146,678	199,394	5,161	286,557	4,758	5,929	260	55,750	1,200
平成17 (2005) 年		2,011,555	211,394	519,561	41,104	28,932	2,235	598,687	142,712	187,261	4,960	302,080	4,618	6,953	302	57,728	1,149
平成18 (2006) 年		2,084,919	212,528	560,741	43,498	32,485	2,654	598,219	140,123	193,488	5,260	312,979	4,666	7,844	375	58,721	1,178
平成19 (2007) 年		2,152,973	211,758	606,889	45,885	36,860	3,010	593,489	136,310	202,592	5,527	316,967	4,454	9,384	450	59,696	1,215
平成20 (2008) 年		2,217,426	211,782	655,377	48,155	41,136	3,373	589,239	133,396	210,617	5,711	312,582	4,320	12,286	540	59,723	1,210
平成21 (2009) 年		2,186,121	209,935	680,518	49,946	41,000	3,230	578,495	129,992	211,716	5,981	267,456	3,986	15,255	623	57,464	1,238
平成22 (2010) 年		2,134,151	206,951	687,156	51,056	41,781	3,253	565,989	126,511	210,181	6,081	230,552	3,348	17,525	789	54,636	1,238
平成23 (2011) 年		2,078,508	206,324	674,879	52,392	44,690	3,411	545,401	124,167	209,376	6,177	210,032	3,001	20,383	864	52,843	1,237
平成24 (2012) 年		2,033,656	203,288	652,595	50,585	52,367	3,857	530,048	120,889	202,985	6,016	190,609	2,709	24,071	951	49,255	1,146
平成25 (2013) 年		2,066,445	203,921	649,078	50,328	72,256	5,131	519,740	118,398	209,183	6,220	181,317	2,641	31,537	1,114	48,598	1,158
平成26 (2014) 年		2,121,831	204,347	654,777	51,121	99,865	6,958	501,230	114,373	217,585	6,524	175,410	2,485	42,346	1,287	47,978	1,184
平成27 (2015) 年		2,232,189	210,148	665,847	52,856	146,956	10,494	491,711	111,863	229,595	6,853	173,437	2,464	54,775	1,570	47,721	1,184
平成28 (2016) 年		2,382,822	217,656	695,522	56,217	199,990	14,260	485,557	109,322	243,662	7,331	180,923	2,471	67,470	2,025	47,740	1,175
平成29 (2017) 年		2,561,848	228,474	730,890	60,024	262,405	19,789	481,522	107,090	260,553	7,895	191,362	2,531	80,038	2,537	47,972	1,223
平成30 (2018) 年		2,731,093	239,113	764,720	63,315	330,835	25,641	479,193	105,184	271,289	8,471	201,865	2,689	88,951	3,053	48,362	1,237
令和元 (2019) 年		2,933,137	255,894	813,675	68,617	411,968	34,603	474,460	102,822	282,798	9,319	211,677	2,829	96,824	3,775	48,669	1,287
令和2 (2020) 年		2,887,116	253,814	778,112	67,229	448,053	39,184	454,122	98,748	279,660	9,390	208,538	2,769	95,982	4,130	48,256	1,298
令和3 (2021) 年		2,760,635	246,157	716,606	64,185	432,934	39,836	436,167	95,021	276,615	9,247	204,879	2,693	97,109	4,622	48,291	1,323
令和4 (2022) 年		2,961,969	262,681	744,551	66,715	476,346	45,344	438,211	94,211	291,066	9,944	207,081	2,732	125,798	8,117	48,564	1,331

出典：「登録外国人統計」（法務省入国管理局（当時））、「在留外国人統計」法務省出入国在留管理庁  
 ※平成14（2002）年から令和3（2021）年までの各年は12月末現在、令和4（2022）年は6月末現在

## (2) 在留資格別

(単位：人)

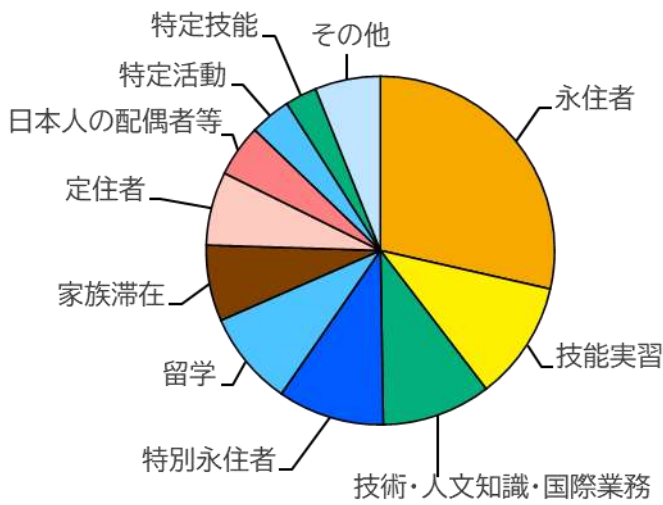
在留資格	総数	人数が多い国籍・地域			
		(1)		(2)	
教授	467	中国	93	米国	60
芸術	26	中国	5	韓国	4
宗教	284	韓国	118	米国	50
報道	2	韓国	1	米国	1
高度専門職	826	中国	610	韓国	46
	1号イ	中国	75	韓国	14
	1号ロ	中国	439	韓国	23
	1号ハ	中国	53	韓国	5
	2号	中国	43	韓国	4
経営・管理	3,390	中国	2,214	韓国	345
法律・会計業務	1	ドイツ	1	-	-
医療	390	中国	327	インドネシア	23
研究	40	中国	11	韓国	5
教育	728	米国	287	フィリピン	107
技術・人文知識・国際業務	25,466	ベトナム	8,923	中国	7,483
企業内転勤	778	中国	222	インドネシア	136
介護	955	ベトナム	616	フィリピン	148
興行	157	米国	39	オーストラリア	19
技能	2,060	ネパール	863	中国	479
特定技能	4,990	ベトナム	3,329	インドネシア	546
	1号	ベトナム	3,329	インドネシア	
	2号	-	-	-	
技能実習	17,439	ベトナム	11,486	中国	1,612
	1号イ	フィリピン	17	ベトナム	10
	1号ロ	ベトナム	3,011	インドネシア	700
	2号イ	フィリピン	26	ベトナム	17
	2号ロ	ベトナム	6,056	中国	989
	3号イ	フィリピン	25	ベトナム	18
	3号ロ	ベトナム	2,374	フィリピン	387
文化活動	123	中国	50	米国	16
留学	28,666	中国	10,182	ベトナム	8,227
研修	9	フィリピン	5	カンボジア	2
家族滞在	15,917	ベトナム	5,452	中国	5,245
特定活動	7,009	ベトナム	3,706	中国	1,328
永住者	57,379	中国	28,917	韓国	11,673
日本人の配偶者等	8,972	中国	2,361	韓国	1,419
永住者の配偶者等	2,728	中国	1,586	韓国	351
定住者	9,173	中国	3,536	韓国	1,573
特別永住者	74,706	韓国	70,075	朝鮮	4,021
総数	262,681	韓国	90,141	中国	66,715

(単位：人)

人数が多い国籍・地域						その他
(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	
韓国	56	インド	28	インドネシア	20	210
米国	4	スペイン	2	ロシア	2	9
台湾	19	ベトナム	16	フィリピン	15	66
アフガニスタン		アラブ首長国連邦		イエメン		0
台湾	34	タイ	23	エジプト	16	97
台湾	9	タイ	7	エジプト	7	53
ベトナム	22	台湾	14	マレーシア	7	32
米国	2	シンガポール	1	台湾	1	9
台湾	1	マレーシア	1	ウクライナ	1	3
ベトナム	265	ネパール	185	台湾	124	257
-	-	-	-	-	-	-
韓国	13	台湾	9	ベトナム	9	9
インド	3	ベトナム	3	フランス	2	16
英国	69	カナダ	53	オーストラリア	39	173
韓国	1,940	台湾	1,657	ネパール	851	4,612
韓国	85	ベトナム	82	フィリピン	60	193
インドネシア	61	中国	42	ネパール	35	53
中国	15	英国	12	韓国	11	61
インド	331	タイ	108	ベトナム	78	201
フィリピン	362	中国	266	ミャンマー	192	295
フィリピン	362	中国	266	ミャンマー	192	295
-	-	-	-	-	-	-
インドネシア	1,421	フィリピン	1,205	ミャンマー	751	964
カンボジア	6	中国	5	インドネシア	3	3
フィリピン	427	中国	382	ミャンマー	308	398
インドネシア	3	中国	2	-	-	0
インドネシア	524	ミャンマー	334	フィリピン	323	396
-	-	-	-	-	-	0
中国	234	インドネシア	191	タイ	111	159
韓国	10	フランス	6	イタリア	4	37
ネパール	3,306	韓国	1,295	インドネシア	1,188	4,468
マレーシア	1	メキシコ	1	-	-	0
ネパール	2,098	韓国	808	インドネシア	328	1,986
フィリピン	391	インドネシア	335	ミャンマー	219	1,030
フィリピン	4,043	ベトナム	2,048	台湾	1,845	8,853
フィリピン	831	米国	641	ベトナム	456	3,264
フィリピン	222	ベトナム	163	ネパール	51	355
フィリピン	1,545	ブラジル	712	ベトナム	444	1,363
米国	157	台湾	144	中国	116	193
ベトナム	45,344	フィリピン	9,944	ネパール	8,117	42,420

出典：「在留外国人統計」法務省出入国在留管理庁（令和4年6月末現在）

《参考》全国の外国人の状況



在留資格	人数 (人)	割合 (%)
永住者	845,693	28.6
技能実習	327,689	11.1
技術・人文知識・国際業務	300,045	10.1
特別永住者	292,702	9.9
留学	260,767	8.8
家族滞在	209,256	7.1
定住者	202,385	6.8
日本人の配偶者等	143,558	4.8
特定活動	112,501	3.8
特定技能	87,472	3.0
その他	179,901	6.1
総計	2,961,969	100.0

〔外国人人数上位都府県の状況〕



(単位：人)

	特別永住者	永住者	留学	技術・人文知識 ・国際業務	家族滞在	定住者	日本人の 配偶者等	その他
全国	292,702	845,693	260,767	300,045	209,256	202,385	143,558	707,563
東京都	40,126	166,557	79,255	89,335	57,235	21,381	26,803	85,833
愛知県	23,405	94,129	12,917	20,058	15,749	39,690	13,833	61,131
大阪府	74,706	57,379	28,666	25,466	15,917	9,173	8,972	42,402
神奈川県	15,997	88,767	12,924	29,904	21,766	14,254	12,987	40,851
埼玉県	8,249	68,226	13,413	24,862	20,819	12,992	10,573	46,690
千葉県	7,107	55,040	11,675	21,781	17,628	10,643	10,355	42,561
兵庫県	34,613	26,883	11,154	8,470	6,464	4,515	4,225	23,185
静岡県	2,944	39,429	3,958	6,744	3,451	19,271	5,697	21,337
福岡県	10,845	15,334	17,177	7,216	5,806	1,530	3,724	23,433
茨城県	2,107	20,657	3,380	6,054	5,504	6,947	4,036	29,141
その他	72,603	213,292	66,248	60,155	38,917	61,989	42,353	290,999

出典：「在留外国人統計」法務省出入国在留管理庁（令和4年6月末現在）

## (3) 市区町村別

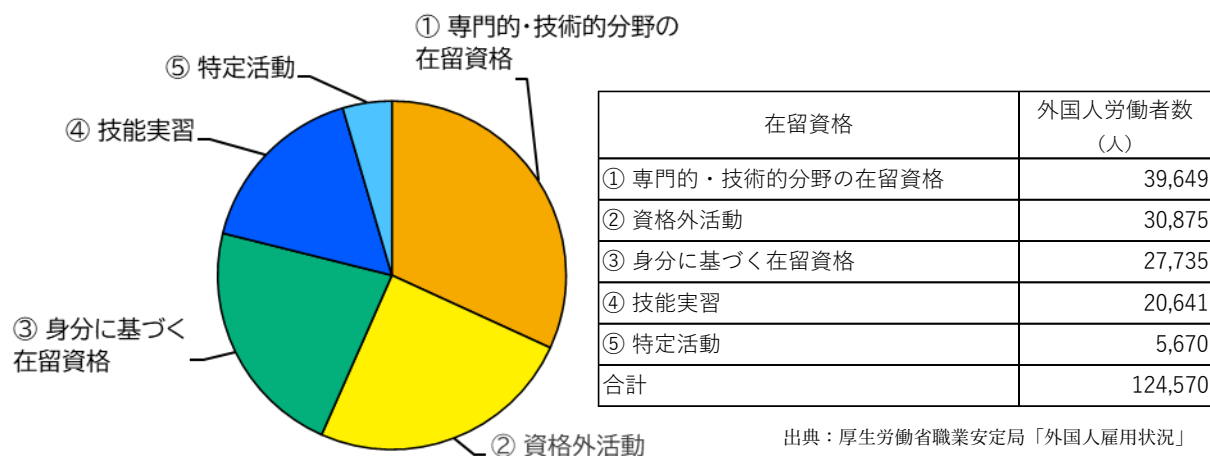
(単位：人)

市区町村名	人数	人口	人口比	市区町村名	人数	人口	人口比
大阪市地域	149,604	2,754,928	5.43	東大阪地域（続き）			
都島区	3,459	107,710	3.21	中河内地域	28,920	818,414	3.53
福島区	1,764	80,021	2.20	八尾市	8,017	261,953	3.06
此花区	2,288	64,769	3.53	柏原市	1,579	67,731	2.33
西区	4,850	108,002	4.49	東大阪市	19,324	488,730	3.95
港区	3,428	79,405	4.32	南河内地域	7,763	583,815	1.33
大正区	1,848	60,565	3.05	富田林市	1,871	107,141	1.75
天王寺区	4,957	84,019	5.90	河内長野市	831	99,180	0.84
浪速区	9,719	78,541	12.37	松原市	2,029	115,886	1.75
西淀川区	4,880	95,423	5.11	羽曳野市	1,296	107,736	1.20
東淀川区	7,241	175,711	4.12	藤井寺市	861	62,939	1.37
東成区	7,553	85,332	8.85	大阪狭山市	584	58,108	1.01
生野区	27,482	126,669	21.70	太子町	118	12,695	0.93
旭区	2,348	89,000	2.64	河南町	145	15,383	0.94
城東区	5,245	168,070	3.12	千早赤阪村	28	4,747	0.59
阿倍野区	3,663	111,670	3.28	泉州地域	30,285	1,689,498	1.79
住吉区	4,599	151,871	3.03	泉北地域	21,837	1,145,751	1.91
東住吉区	4,151	127,196	3.26	堺市	16,340	817,407	2.00
西成区	11,642	106,005	10.98	堺区	5,379	148,872	3.61
淀川区	7,941	184,419	4.31	中区	1,677	119,686	1.40
鶴見区	2,099	111,743	1.88	東区	1,054	84,540	1.25
住之江区	4,467	117,896	3.79	西区	2,072	134,037	1.55
平野区	8,784	188,696	4.66	南区	3,047	134,710	2.26
北区	5,899	142,548	4.14	北区	2,153	158,570	1.36
中央区	9,297	109,647	8.48	美原区	958	36,992	2.59
北大阪地域	27,518	1,816,572	1.51	泉大津市	1,504	73,446	2.05
三島地域	15,732	1,147,887	1.37	和泉市	2,846	183,422	1.55
吹田市	6,069	390,569	1.55	高石市	606	55,154	1.10
高槻市	3,725	350,469	1.06	忠岡町	541	16,322	3.31
茨木市	3,991	288,678	1.38	泉南地域	8,448	543,747	1.55
摂津市	1,687	87,268	1.93	岸和田市	2,964	187,477	1.58
島本町	260	30,903	0.84	貝塚市	1,325	82,588	1.60
豊能地域	11,786	668,685	1.76	泉佐野市	2,002	98,919	2.02
豊中市	6,503	400,053	1.63	泉南市	840	58,866	1.43
池田市	2,186	104,935	2.08	阪南市	469	49,817	0.94
箕面市	2,862	137,204	2.09	熊取町	335	43,354	0.77
豊能町	130	17,835	0.73	田尻町	111	8,368	1.33
能勢町	105	8,658	1.21	岬町	402	14,358	2.80
東大阪地域	47,511	1,945,678	2.44	総計	262,681	8,790,491	2.99
北河内地域	18,591	1,127,264	1.65				
守口市	2,768	141,558	1.96				
枚方市	4,900	394,132	1.24				
寝屋川市	3,293	227,314	1.45				
大東市	2,900	117,495	2.47				
門真市	3,469	117,516	2.95				
四條畷市	627	54,453	1.15				
交野市	634	74,796	0.85				

出典：「在留外国人統計」法務省出入国在留管理庁（令和4年6月末現在）

「大阪府市区町村別世帯数および人口」大阪府総務部統計課（令和4年7月1日現在）

## (4) 在留資格別外国人労働者数(令和4(2022)年10月末現在)



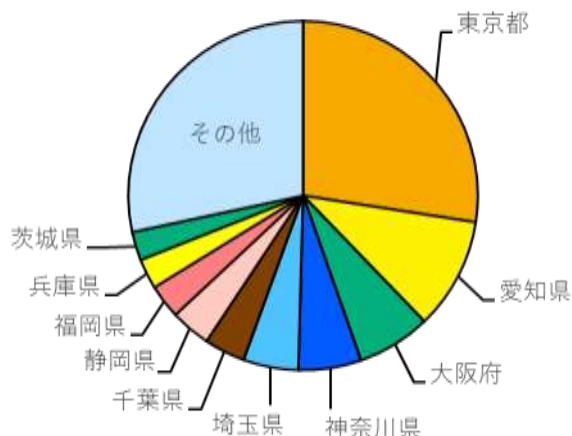
- 注 ①には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」、「特定技能」が含まれる。
- ②のうち、在留資格「留学」は、25,821人。
- ③のうち、在留資格「永住者」は16,717人、「日本人の配偶者等」は5,899人、「永住者の配偶者等」は1,071人、「定住者」は4,048人。
- ⑤に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

## 《参考》大阪の在留資格別外国人労働者数の推移(平成20(2008)～令和4(2022)年)

(単位：人)

	全在留資格計	① 専門的・技術的分野の在留資格	② 資格外活動	③ 身分に基づく在留資格	④ 技能実習	⑤ 特定活動	⑥ 不明
平成20(2008)年	24,065	5,783	6,162	8,228	—	3,892	—
平成21(2009)年	29,545	6,960	7,008	10,571	—	5,006	—
平成22(2010)年	34,609	7,763	7,785	12,915	405	5,738	3
平成23(2011)年	35,899	8,704	7,808	13,652	5,367	366	2
平成24(2012)年	35,599	9,044	6,744	13,336	5,262	497	0
平成25(2013)年	38,127	9,339	7,121	14,308	5,933	617	1
平成26(2014)年	40,343	9,759	8,338	14,478	6,150	756	1
平成27(2015)年	45,838	10,052	11,678	14,584	7,486	1,005	1
平成28(2016)年	59,008	12,356	18,044	17,237	9,972	1,398	1
平成29(2017)年	72,226	15,258	22,440	19,686	13,028	1,812	2
平成30(2018)年	90,072	20,173	28,596	22,495	16,403	2,405	0
令和元(2019)年	105,379	25,816	31,220	24,684	20,838	2,821	0
令和2(2020)年	117,596	28,768	36,589	25,750	23,034	3,453	2
令和3(2021)年	111,862	31,947	26,943	26,661	21,498	4,813	0
令和4(2022)年	124,570	39,649	30,875	27,735	20,641	5,670	0

《参考》都道府県別外国人労働者数（令和4（2022）年10月末現在）



都道府県	外国人労働者数 (人)	割合 (%)
東京都	500,089	27.4
愛知県	188,691	10.4
大阪府	124,570	6.8
神奈川県	105,973	5.8
埼玉県	92,936	5.1
千葉県	69,106	3.8
静岡県	67,841	3.7
福岡県	57,393	3.1
兵庫県	51,092	2.8
茨城県	48,392	2.7
その他	516,642	28.4
合計	1,822,725	100.0

出典：厚生労働省職業安定局「外国人雇用状況」

(単位：人)

	全在留資格計	① 専門的・技術的分野の在留資格	② 資格外活動	③ 身分に基づく在留資格	④ 特定活動	⑤ 技能実習	⑥ 不明
全国計	1,822,725	479,949	330,910	595,207	73,363	343,254	42
東京都	500,089	183,694	132,822	141,989	19,662	21,912	10
愛知県	188,691	38,030	21,275	90,651	5,264	33,471	0
大阪府	124,570	39,649	30,875	27,735	5,670	20,641	0
神奈川県	105,973	29,698	14,251	44,832	3,996	13,191	5
埼玉県	92,936	19,200	19,709	34,488	4,167	15,372	0
千葉県	69,106	16,561	12,628	23,351	3,148	13,418	0
静岡県	67,841	11,207	4,957	38,217	1,067	12,392	1
福岡県	57,393	12,004	20,743	8,976	2,612	13,057	1
兵庫県	51,092	12,809	12,659	12,311	2,165	11,148	0
茨城県	48,392	10,308	4,019	16,487	2,692	14,886	0
その他	516,642	99,455	52,293	135,541	20,020	164,196	25

出典：厚生労働省職業安定局「外国人雇用状況」の届出状況（令和4年10月末現在）



## 資料2 大阪府外国人相談コーナー実績集計(令和3年度)

## ① 相談言語別件数

言語	件数(件)	割合(%)
英語	432	20.6
スペイン語	298	14.2
中国語	238	11.3
ベトナム語	197	9.4
ポルトガル語	103	4.9
ネパール語	51	2.4
タイ語	46	2.2
インドネシア語	17	0.8
フィリピン語	11	0.5
韓国・朝鮮語	10	0.5
その他	2	0.1
日本語以外の計	1,405	66.9
日本語	695	33.1

## ② 相談内容別件数

内容	件数(件)
医療	821
入管手続	208
通訳・翻訳	190
雇用・労働	179
社会保険・年金	87
身分関係・結婚・国籍・離婚・DV	82
住宅	80
出産・子育て	41
教育(学校・大学・国際学校)	34
交通・運転免許	31
税金	26
日本語学習	19
防災・災害	1
その他	513
合計	2,312

大阪府府民文化部都市魅力創造局国際課調べ

## 資料3 識字・日本語教室外国人参加者状況(令和4(2022)年2月現在)

## ① 地域別

地域	総数(人)	割合(%)
ベトナム	931	26.7
中国	880	25.3
韓国・朝鮮	189	5.4
フィリピン	160	4.6
インドネシア	145	4.2
タイ	85	2.4
ネパール	58	1.7
アメリカ合衆国	56	1.6
インド	54	1.6
その他	925	26.5
合計	3,483	100.0

## ② 年齢別

年齢区分	総数(人)	割合(%)
20歳未満	177	5.1
20歳代	768	22.0
30歳代	653	18.7
40歳代	278	8.0
50歳代	162	4.7
60歳代	86	2.5
70歳代	90	2.6
80歳代	47	1.3
不明	1,222	35.1
合計	3,483	100.0

出典:「令和3年度 大阪府識字・日本語教室活動状況調査」大阪府教育庁地域教育振興室調べ

## 資料4 府内公立学校における外国人児童・生徒の人数と割合(令和4(2022)年5月現在)

	全児童・生徒数(人)	外国人児童・生徒数(人)	割合(%)
小学校	257,841	2,186	0.848
中学校	126,247	823	0.652
高等学校	109,262	1,258	1.151
合計	493,350	4,267	0.865

大阪府教育庁高等学校課・小中学校課調べ

※小・中学校については、政令市及び中学校夜間学級を除いた値

※小学校については、義務教育学校の前期課程を含んだ値

※中学校については、義務教育学校の後期課程を含んだ値

※高等学校については、府立高等学校の全日制課程、定時制課程及び通信制課程を合わせた値

資料5 府内公立学校における外国人児童・生徒の国籍・地域別人数と割合  
(令和4(2022)年5月現在)

小学校	国籍・地域	中国	ベトナム	韓国・朝鮮	フィリピン	ブラジル	ネパール	ペルー	その他	総数
	人数(人)	1,070	404	227	112	45	38	36	254	2,186
	割合(%)	48.9	18.5	10.4	5.1	2.1	1.7	1.6	11.6	-

中学校	国籍・地域	中国	韓国・朝鮮	ベトナム	フィリピン	ブラジル	ネパール	ペルー	その他	総数
	人数(人)	390	127	83	71	24	22	19	87	823
	割合(%)	47.4	15.4	10.1	8.6	2.9	2.7	2.3	10.6	-

高等学校	国籍・地域	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	ネパール	ベトナム	ブラジル	タイ	その他	総数
	人数(人)	460	271	118	71	58	26	14	240	1,258
	割合(%)	36.6	21.5	9.4	5.6	4.6	2.1	1.1	19.1	-

合計	国籍・地域	中国	韓国・朝鮮	ベトナム	フィリピン	ネパール	ブラジル	その他	総数
	人数(人)	1,920	625	545	301	131	95	650	4,267
	割合(%)	45.0	14.6	12.8	7.1	3.1	2.2	15.2	-

大阪府教育庁高等学校課・小中学校課調べ

※小・中学校については、政令市及び中学校夜間学級を除いた値

※小学校については、義務教育学校の前期課程を含んだ値

※中学校については、義務教育学校の後期課程を含んだ値

※高等学校については、府立高等学校の全日制課程、定時制課程及び通信制課程を合わせた値

※高等学校の「中国」の人数については、「台湾」の人数を含んだ値

## 資料6 府内公立学校における外国人児童・生徒の本名使用率

(児童・生徒の在籍数が多い上位3つの国籍・地域順)(令和4(2022)年5月現在)

【小学校】		【中学校】		【高等学校】	
国籍・地域	割合(%)	国籍・地域	割合(%)	国籍・地域	割合(%)
①中国	70.2	①中国	55.1	①中国	61.3
②ベトナム	87.4	②韓国・朝鮮	29.1	②韓国・朝鮮	34.7
③韓国・朝鮮	39.2	③ベトナム	78.3	③フィリピン	70.3
外国籍全体	73.9	外国籍全体	59.1	外国籍全体	58.5

大阪府教育庁高等学校課・小中学校課調べ

※小・中学校については、政令市及び中学校夜間学級を除いた値

※小学校については、義務教育学校の前期課程を含んだ値

※中学校については、義務教育学校の後期課程を含んだ値

※高等学校については、府立高等学校の全日制課程、定時制課程及び通信制課程を合わせた値

※高等学校の「中国」の人数については、「台湾」の人数を含んだ値

## 資料7 外国人学校(各種学校)の幼児、児童、生徒数(令和4(2022)年5月現在)

(単位:人)

		幼	小	中	高	計
大阪中華学校	1校	9	166	36	-	211
朝鮮学校	8校	80	362	188	164	794
関西学院大阪インターナショナルスクール	1校	15	97	68	94	274
コリア国際学園中等部高等部	1校	-	-	34	58	92
大阪YMCAインターナショナルスクール	1校	47	123	60	-	230
計	12校	151	748	386	316	1,601

出典:「学校調査」大阪府総務部統計課

## 資料8 留学生数(上段:平成14(2002)年、下段:令和4(2022)年)

(単位:人)

	中国	韓国・朝鮮	アメリカ	タイ	ベトナム	インドネシア	台湾	その他	計
大学	2,654	421	176	38	33	17	-	329	3,668
	3,619	560	107	34	697	122	154	415	5,708
大学院	919	234	6	70	24	34	-	263	1,550
	2,492	96	18	73	79	117	62	554	3,491
短期大学	218	58	1	0	0	0	-	2	279
	25	7	0	0	84	8	5	25	154
計	3,791	713	183	108	57	51	-	594	5,497
	6,136	663	125	107	860	247	221	994	9,353

出典:「大阪の学校統計」大阪府総務部統計課

## 資料9 在日外国人関連施策のあゆみ(指針策定(平成14(2002)年)後)

年代	国	大阪府
平成14年 (2002年)		・大阪府在日外国人施策に関する指針
平成17年 (2005年)		・大阪府人権教育推進計画
平成18年 (2006年)	・地域における多文化共生推進プラン	
平成20年 (2008年)	・留学生30万人計画	
平成21年 (2009年)	・出入国管理及び難民認定法(改正) (在留資格「技能実習」の創設)	
平成22年 (2010年)	・日系定住外国人施策に関する基本指針	
平成24年 (2012年)	・住民基本台帳法(改正)	・大阪都市魅力創造戦略
平成26年 (2014年)	・まち・ひと・しごと創生総合戦略	
平成27年 (2015年)	・持続可能な開発のための2030アジェンダ(採択)	・大阪府人権教育推進計画(改定)
平成28年 (2016年)	・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 ・SDGs実施指針	・大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・大阪都市魅力創造戦略2020
平成29年 (2017年)	・外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	
平成30年 (2018年)	・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 ・出入国管理及び難民認定法(改正) (在留資格「特定技能」の創設) ・移住グローバル・コンパクト	・人権教育基本方針、人権教育推進プラン(改訂)
令和元年 (2019年)	・日本語教育の推進に関する法律 ・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略	・大阪府人権尊重の社会づくり条例(改正) ・大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例

年代	国	大阪府
令和2年 (2020年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針</li> <li>・地域における多文化共生推進プラン(改訂)</li> <li>・「ビジネスと人権」に関する行動計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略</li> </ul>
令和3年 (2021年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪都市魅力創造戦略2025</li> <li>・大阪府人権施策推進基本方針(改正)</li> </ul>
令和4年 (2022年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働施策総合推進法(全面施行)</li> <li>・外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ</li> <li>・責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン</li> <li>・地域における日本語教育の在り方について(報告)</li> <li>・デジタル田園都市国家構想総合戦略</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府人権教育推進計画(改定)</li> <li>・O S A K A 外国人材受入促進・共生推進協議会の設置</li> </ul>